

## 本日の会議に付した事件

平成28年第1回山元町議会定例会

平成28年3月23日（水）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 選挙管理委員の選挙
- 日程第 3 選挙管理委員補充員の選挙
- 日程第 4 議案第12号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第 5 議案第13号 山元町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第14号 山元町企業誘致促進条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第15号 山元町町民バスの設置及び運営並びに管理等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第16号 字の区域の画定について
- 日程第 9 議案第17号 町道路線の廃止について
- 日程第10 議案第18号 町道路線の認定について
- 日程第11 議案第31号 山元町東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第20号 平成27年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第21号 平成27年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第22号 平成27年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第15 議案第23号 平成27年度山元町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第24号 平成27年度山元町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第 7号 山元町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例（委員長報告）
- 日程第18 議案第25号 平成28年度山元町一般会計予算（委員長報告）
- 日程第19 議案第26号 平成28年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（委員長報告）
- 日程第20 議案第27号 平成28年度山元町後期高齢者医療特別会計予算（委員長報告）
- 日程第21 議案第28号 平成28年度山元町介護保険事業特別会計予算（委員長報告）
- 日程第22 議案第29号 平成28年度山元町水道事業会計予算（委員長報告）
- 日程第23 議案第30号 平成28年度山元町下水道事業会計予算（委員長報告）
- 日程第24 議案第32号 平成27年度債務負担行為 産振農復請1号 山元町園芸作物用施設整備事業建設工事（笠野地区）請負契約の締結について
- 日程第25 議案第33号 平成25年度債務負担行為 請1号 新山下駅周辺地区市街地整備工事外請負契約の変更について
- 日程第26 議案第34号 平成25年度債務負担行為 請2号 新坂元駅周辺地区市街地整備工事外請負契約の変更について
- 日程第27 同意第 1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第28 閉会中の継続調査申し出について

午前10時00分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、平成28年第1回山元町議会定例会第5日目の会議を開きます。

これから本日の会議を開きます。

代表監査委員淀川 昭君から本日の会議を欠席する旨の届け出があります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

---

議 長（阿部 均君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定によって、11番橋元伸一君、12番青田和夫君を指名します。

---

議 長（阿部 均君）これから議長諸報告を行います。

事務局長にお手元に配布しております議長諸報告を朗読させます。

事務局長（渡邊秀哉君）はい、議長。議長諸報告。

1．長送付議案の受理。町長から議案等4件が追加送付され、これを受理したのでその写しを配布しております。

2．委員会審査報告書及び継続調査申出書の提出。総務民生、産建教育、常任委員会委員長から閉会中の調査報告書が、総務民生常任委員会委員長及び予算審査特別委員会委員長から審査報告書が提出されたので、その写しを配布しております。

また、各常任委員会委員長から閉会中の継続調査申出書が提出されたので、その写しを配布しております。

3．議員派遣結果の報告。議員派遣結果の報告書が提出されましたので、その写しを配布しております。

4．一部事務組合等議会の報告。各一部組合等議会議員から報告書が提出されたので、その写しを配布しております。

以上です。

議 長（阿部 均君）これで議長諸報告を終わります。

---

議 長（阿部 均君）日程第2．選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選により行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）異議なしと認めます。

選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議長が指名することに決定しました。選挙管理委員には、齋藤信夫君、宮地ふみ子君、渋谷啓子君、星 安子君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

ただいま指名しました齋藤信夫君、宮地ふみ子君、渋谷啓子君、星 安子君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

---

議長（阿部 均君）日程第3．選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって指名 推選により行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議長が指名することに決定しました。選挙管理委員補充員には、荒井利男君、狩野健一君、渡辺俊勝君、岩佐理恵君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

ただいま指名しました荒井利男君、狩野健一君、渡辺俊勝君、岩佐理恵君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りします。

補充の順序はただいま議長が指名した順序 としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

補充の順序は議長が指名した順序と決定しました。

---

議長（阿部 均君）日程第4．議案第12号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。それでは、議案第12号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明を申し上げます。

配布資料を用いて説明させていただきますので、配布資料のNo.6をご用意いただきたいと存じます。

まず、提案理由でございますが、新行政不服審査法、平成26年法律第68号でございますが、これが平成28年4月1日から施行されることに伴いまして、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

なお、この関係条例についてでございますけれども、1の主な改正内容の表中、左側部分の関係条例名に列記しておりますように、固定資産評価審査委員会条例、以下4条例が新法施行に伴い影響のある条例に該当いたしますことから、本整備条例におきまして、これらの関係条例と行政不服審査法との整合性を図るべく、一部改正を行うものでございます。

表の部分をご覧になっていただきたいと存じます。

関係条例ごとの主な改正内容についてご説明をさせていただきます。

まず、固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてでございますが、これは整備に関する条例の第1条で改正を行うものでございまして、これにつきましては、文言の整理と固定資産の評価に関する不服申し立てに係る提出書類等の写しの交付手数料等の金額を定めるものでございます。

なお、手数料につきましては、白黒のコピーでございますけれども、1枚10円、カラーにつきましては1枚50円というふうに定めるものでございます。

なお、この金額の決定に当たりましては、隣接する亘理町並びに岩沼市等と均衡を図る金額となっております。

次に、山元町手数料条例の一部改正、これは第2条での改正になるわけでございますけれども、これにつきましても同様に、文言の整理と不服申し立てに係る提出書類等の写しを受ける場合の交付手数料を定めるものでございます。金額につきましては表中記載のとおりでございます。

続きまして、山元町行政手続条例の一部改正、これは3条における改正になりますが、新法に合わせるべく、文言の整理を行うものでございます。

具体には、ここに記載のとおり、異議申し立てというような部分については文言の削除、不服申し立てという部分に対する決定につきましては、これも削除というようなことでの文言の整理でございます。

次に、山元町情報公開条例の一部改正、第4条での改正でございます、及び、山元町個人情報保護条例の一部改正、これは第5条での改正でございますけれども、これにつきましても、新法に合わせるべく条例で引用している法律番号並びに法改正に合わせて不服申し立て期間を60日から3カ月に延長する措置を、また、「決定」を「採決」という言葉に置きかえる等の文言整理を行いますとともに、審理委員制度の適応除外規定を追加する改正等を行うものでございます。

最後に、2の施行期日についてでございますが、これは法の施行に合わせて、本年4月1日からとするものでございます。

以上、議案第12号につきましてご説明を申し上げます。どうぞご可決を賜ります

ようよろしくお願いを申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第 1 2 号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第 1 2 号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第 5. 議案第 1 3 号を議題とします。

本案について説明を求めます。

危機管理室長（佐藤兵吉君）はい、議長。それでは、議案第 1 3 号山元町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

お手元の配布資料 No. 7、条例議案の概要をご準備願います。

初めに、提案の理由ですが、消防団の現状は、団員のサラリーマン化が年々進行してきたことに加え、特に本町においては人口減少の影響もあり、団員確保が一層厳しい状況にあります。このようなことから、火災を初めとする各種災害時における即応体制の確保を図るため、消防に関する知識や経験が豊富な O B 消防団員を活用した機能別団員制度を導入し、地域防災力の向上に努めるとともに、あわせて団員の処遇の改善を図るため、本条例の一部改正を提案するものでございます。

1 の改正の内容の 1 点目、機能別団員の導入であります。この制度は全国的に減少している消防団員の確保を図るため、2 0 0 5 年に制度化されたもので、地域の実情に合わせ、特定の任務に限り従事する団員となります。機能別団員の定数につきましては、おおむね 2 0 人以内としており、現条例定数 3 5 0 人の中で一般団員と調整を図りながら導入を進めてまいりたいと考えております。

機能別団員の資格につきましては、①としまして、当該消防団の区域内に居住する者。②としまして、年齢については 7 0 歳未満の者。③として過去に山元町消防団に所属し、消防活動に従事した経験のある者。④としまして、志操堅固かつ身体強健な者としております。

活動の区域につきましては、一般団員と同様、町内の区域内とし、活動の内容につきましては機能別団員は一般団員と異なり、特定の任務に限り従事することとなりますので、火災や風水害などの災害時に限定した活動とし、一般団員が行う演習や各種訓練に

は参加しないものとしております。

貸与する被服につきましては、有事の際における災害現場での活動となりますので、はっぴ、消防ヘルメット、ゴム長靴を貸与することとしております。

報酬につきましては、年間の活動が災害時のみの出動と限定となりますので、他導入市町村の例も参考にし、一般団員の年間報酬額の2分の1に相当する2万1,000円を年間報酬額としております。

また、出動手当につきましては、一般団員と同様に災害時の活動となることから同額としております。

処遇につきましては、一般団員同様、宮城県市町村非常勤消防団員補償報奨組合に加入することとなりますので、退職報奨金及び公務災害時の賠償補償については適用を受けることとなります。

次に、2点目、出動手当の見直しでございます。

消防団員が災害や消防演習時に出動した場合、これまで費用弁償として1回につき一律1,200円の出動手当を支給しておりましたが、団員の確保や団活動の充実強化を図る観点からもさらなる処遇の改善を図る必要があることから、現行の1,200円から2,000円に出動手当の見直しを行うものであります。

なお、機能別消防団員につきましても、一般団員と同様、1回につき2,000円の出動手当を支給するものであります。

本改正の施行期日につきましては、平成28年4月1日から適用するものであります。

以上、議案第13号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第13号山元町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第6. 議案第14号を議題とします。

本案について説明を求めます。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。それでは、議案第14号山元町企業誘致促進条例の一部

を改正する条例につきまして、お手元の配布資料No.8でご説明を申し上げます。

まず、改正の提案理由でございますけれども、町が産業集積を目指す地域、山元東部地区、沿岸地区でございますけれども、そこへの戦略的な企業誘致による雇用の創出に向け、時限的に用地取得助成金の上乗せを行うため、所要の改正を行うものでございます。

まず、1番といたしまして、条例改正の趣旨でございますが、震災で被災した土地利用の再生、それから震災後の減収した税収を早期に回復させるというようなことのために、企業立地による雇用の創出を図るということを目的といたします。

2. 条例改正の内容でございますが、平成33年3月31日を限りといたしまして、町の指定する企業者があらかじめ町と協議をいたしまして、その内容について町の同意を得た上で、町が指定する地域に新設または増設を行う場合に、従来の用地取得助成金、これは上限1億円でございますが、これに加えてさらに5,000万円、5割増を限度として用地の取得価格に100分の10を乗じて得た額を上乗せ交付できるものとするものであります。これは、附則において時限的な改正という内容でございます。

3番といたしまして、施行の期日は28年4月1日であります。

4番、参考でございますが、このあらかじめ町が指定する区域という区域につきましては、1枚めくっていただくと東部地域の土地利用のマスタープランの別図が入ってございますけれども、この中で沿岸域の旧常磐線の東側に産業ゾーンとして位置づけて、この青で丸をしている箇所が約7ゾーンで、地域としては8区域ございます。このゾーンの中でも企業用地として町長が指定する区域ということで考えております。

2番といたしまして、その1億5,000万円の上乗せのイメージでございますけれども、今現在が上限1億円を上限5,000万円を上乗せをいたしまして1億5,000万円に改正するというようなものでございます。

以上、ご説明申し上げます。ご可決賜りますようお願い申し上げます説明といたします。以上でございます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

1番岩佐哲也君の質疑を許します。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。それでは、これ施行が4月1日ということですが、これが適用になりましたらば、ここに進出しようという話の事業者、あるいは会社が今現在何社かあるのかどうかお尋ねします。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。今のご質問の具体的な会社については、いろいろなお話は、例えば風力発電だったり、リサイクルだったりというお話ありますけれども、固まった内容ではまだございません。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。それでは、今年度、今年度といたしますか、28年度、何社ぐらい誘致しようという計画なのか、計画についてのお尋ねいたします。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。これは、28年度に限らず、今のところ計画といたしましては、一応33年までに5社で約50ヘクタールぐらいは見込みたいなというふうに考えております。ですので、この33年度までの間に、年度といたしましては、1社から2社というようなものは目標に掲げてまいりたいなというふうに考えております。以上です。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。今、ちょっとよく聞こえなかったんですが、これは時限立法で

33年までという5年間ですね、実質。それで、5社を目標とするが、1社か2社というのは、最後の話はよくわからなかったんですが、1社、2社というのはどういう意味。今年度1社、2社という意味だったんでしょうか、それとも5年間で1社、2社という意味だったのか、確認します。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。今申し上げましたのは、全体として5社、ですので年度計画といたしましては1社から2社になるのではないかと。ただ、28年度は具体的にということになるとなかなか、年度で割るとそういう会社数、企業数というふうな考え方であるということでご理解いただければと思います。以上です。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。なかなか企業誘致というのは難しいと思いますね、時間もかかります。しかしながら、やっぱり年度別にきちっと計画を持って追っかけていかないと、なかなか達成難しいんじゃないかということで、取り組む姿勢として年度別にしっかりと計画を立てて進めるべきではないかと、進めてほしいということを申し上げて終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終ります。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第14号山元町企業誘致促進条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第7. 議案第15号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。それでは、議案第15号山元町町民バスの設置及びに運営並び管理等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

事前に配布しております第1回議会定例会配布資料No.9 条例議案の概要でご説明させていただきますので、お手元にご準備いただければと思います。

まず、今回の改正の提案理由でございますが、震災後、特例により全額免除としている町民バス使用料について、期間を1年間延長するため所要の改正を行うものでございます。

次に、改正内容でございますが、町民バスの使用料につきましては、現在、復興交付金を活用して町民バスを運行しておりますことから、国の集中復興期間の終了期限である平成28年3月31日までをその期間として定めており、その期間の中で全額免除という対応を行ってございました。

昨年度の集中復興期間以降の財源の議論の中で、今後5年間で復興創生期間というふうになることになったわけですが、その中で町としましては、集中復興期間終了後も仮設住宅等の状況を考えまして、町民バスの運行が必要であるという考え方から、引き続きの財政支援について国と協議を重ねてまいりました。今般、その町民バス運行に係る震災復興交付金による財政支援について、1年間の延長が認められたということで、特例による使用料の全額免除の期間を平成29年3月31日まで延長するという改正を行うという内容になってございます。

最後に施行期日でございますが、平成28年4月1日から施行するというものでございます。

以上が山元町町民バスの設置及び運営並びに管理等に関する条例の一部を改正する条例の内容でございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第15号山元町町民バスの設置及び運営並びに管理等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第8. 議案第16号を議題とします。

本案について説明を求めます。

震災復興企画課長（佐藤和典君）はい、議長。それでは、議案第16号字の区域の画定についてご説明を申し上げます。

お手元に配布されております議案第16号字の区域の画定について及び第1回議会定例会配布資料No.10議案の概要にてご説明を申し上げますので、お手元のほうにお願いいたします。

まず、配布資料No.10議案の概要をご覧ください。

まず、提案理由でございますが、新山下駅周辺地区の名称が「つばめの杜」に決定したことに伴い、また今年度の4月からつばめの杜西区、つばめの杜東区という新しい行政区ができる中、移転者の方々より住所が分かりづらいという意見もいただいていたことから、同市街地の字の区域を確定し、住所表記等を規則的に表示するため、地方自治

法260条の第1項の規定により議会の議決を要することから、提案するものでございます。

初めに、項目の1点目、対象の場所となりますが、こちらのほうは現在整備を進めております新山下駅周辺地区市街地整備に係る事業エリアとなります。

2点目といたしまして、施行者は山元町でございます。

3点目、字の区域を確定する施行面積につきましては、36.6ヘクタールとなっております。具体的な位置といたしましては、議案16号字の区域の画定についての4ページ、位置図をご覧くださいと思います。

場所につきましては、赤色で囲まれていた部分でございます、実施区域、新山下駅周辺地区内と表示している場所となります。

議案の概要1枚目のほうにお戻りいただきたいと思います。

4点目、新たに字の区域を確定する区域でございますが、浅生原字井戸下の全部、浅生原の浅生原字角田の一部ほか6つの字について変更するものであります。具体的には、議案第16号3ページをご覧くださいと思います。

山元町新山下駅周辺地区字境図によりご説明を申し上げたいと思います。

こちらの字境図につきましては、先ほど確認をいただきました位置図を拡大したものとなっております。現在の字につきましては、黒字及び黒線で表示しておりますとおり、8つの字が混在している状況となっております。これらを赤で囲まれた5つの街区のほうに区分をし、それぞれ新しく町名をつけるというものでございます。区分に当たっての基本的な考え方につきましては、何度も飛んで申しわけありませんが、議案の概要のほうの1ページでご説明を申し上げますので、議案の概要のほうの1ページをご覧くださいと思います。

新山下駅地区町名設定図ということでご説明申し上げますが、区分をするに当たっての基本的な考え方につきましては、主要な地区幹線道路や補助幹線道路を基準に区分することによって、各街区に入る区画数の上限をおおむね150区画程度にまとめるように区分したものであります。街区の町名につきましては、通常町ごとに駅や役場など公共施設に近い街区から順次一定の法則に従って付番することが一般的な手法でありますことから、新山下駅周辺地区のつばめの杜につきましては、JR駅を有する街区をつばめの杜一丁目とし、時計回りでつばめの杜二丁目から五丁目までとするものであります。

続きまして、議案第16号のほうの2ページのほうをご覧くださいと思います。

新旧対照表になります。こちらのほうにつきましては、先ほどご覧いただきました変更後の町名、つばめの杜一丁目等の中に変更前の字がどのように含まれているかを示した表でございます。内容につきましては、変更後のつばめの杜一丁目の町名の中には、浅生原字井戸下の全部、浅生原字新田の一部ほか3つの字の一部が含まれているものであり、以下つばめの杜二丁目から五丁目まで同様に表記したものであります。

続いて、前ページをご覧くださいと思います。

変更調書になります。この表につきましては、右側の新たに画する町名の区域に包含される区域、字名を具体的に平成28年2月2日現在の字名と地番で整理をしたものとなっております。

続きまして、議案の概要のほうに移らせていただきたいと思います。2ページのほうをご覧くださいと思います。

先ほど新たに画する変更調書の中で、28年2月2日現在の字名と地番で整理したというものを表記した地図となっております。この図面につきましては、現在工事中ということもありまして、まだ道路の線形や駅前の画地など測量・登記が未完了となっているところもありますが、つばめの杜三丁目をご覧いただくとおわかりのとおり、各地番の枝番が3桁になっているというような状況が現在あります。

議案の概要の1枚目の8点目でもありますように、今回ご提案申し上げる新たな画地の町名変更に合わせて、これらの地番についても規則性のある地番に整理したいと考えているところでございます。

地番の設定方法の考え方といたしましては、次ページの議案の概要3ページ、地番の設定方法案をご覧いただきたいと思っております。

まず、各つばめの杜一丁目やつばめの杜二丁目など、新たに画する町名の区域内の道路に囲まれたブロックごとに地番を規則的に配置しまして、中の各区画についても時計回りで順序よく、10の1、10の2というように枝番にて付番することにより、わかりやすい地番にしていきたいと思いますというふうに考えております。

また、地番を設定するに当たりまして、4番地や9番地といった忌み嫌われる4と9というような数字につきましては排除することと考えております。この扱いにつきましては、多数派ということではございませんが、ほかの民間等の事例とは異なりまして、現在入居された後での地番の設定をするということから、入居者の方の感情にも配慮する必要があるというふうに考えたものでございまして、具体的な取り扱いにつきましては、何丁目の何の何という地番になりますが、この町名の後の何の何部分につきましては、基本的に住宅用地には4と9を使用しないと。または、3番地の11といった震災を連想させるような番地については使用しないという方向で考えております。

なお、今の考え方につきましては、今後法務局との調整がございまして、修正等はあるかと思っておりますが、地番の設定に当たりまして基本の方針というふうに考えているところでございます。

次に、議案の概要の1枚目の中の5点目でございますが、実施予定年月日でございます。こちらにつきましては、平成28年8月1日の施行予定しております。具体的なスケジュールにつきましては、概要の4ページ、変更スケジュール案をご覧いただきたいと思っております。字の区域の画定につきましては、議会の承認をいただき、告示をもって効力が発生することとなっております。しかしながら、今回は字の区域の画定に合わせて、地番の整理も一括で行うということに加えて、現在、整備工事も進捗工事中ということもありますことから、今般議会のほうで字の区域のご承認をいただきましたら、まずは法務局にその旨を通知いたしまして、具体的な作業に着手していくというような形になります。

2段目の法務局の作業といたしましては、事前の準備作業として上位官である法務省を含めた新字の登録作業を進めることとなることから、その作業時間につきましては約3カ月程度は必要というふうに伺っているところでございます。

さらに、3段目の地番の関係になりますが、この法務局の作業を依頼すると同時に並行的に、新市街地の整備完了を待ちまして、残っている測量業務や登記業務を済ませまして、事前協議に必要な新たな地名・地番を含めた市街地の旧新対照表、対象図面等を作成し、この成果をもって8月1日より施行する旨の告示をするとともに、上段の法務

局の作業完了の時期をめどに、事前協議に入っていきたいというふうに考えております。

その後、法務局のほうでは事前の協議を経まして、8月1日付をもって確定するような形にはなりますが、法務局での登録作業には2、3週間ほど必要だということのを伺っております、完了次第地権者の皆様に対しましては登記完了の通知が送付される運びとなっております。

この間、スケジュールでいいますと、4段目と5段目になりますが、今回字名、地番を変更することによって、既につばめの杜の新市街地に入居されている方々につきましては、住所変更の手続きが生じてくることとなります。このことにつきましては、町の都合にて字を変更することになることから、既に入居している方々になるべく負担をかけないようにするため、町のシステムの改修等に合わせまして、町名、地番変更証明書を発行し、想定される行政機関の手数料が無償となるように各種協議を進めているところでございます。現在、法務局、亶理警察署等おおむね了解を得まして、手数料については無償となるという見込みとなっております。

また、入居される住民の方々の周知の状況でございますが、町名・地番変更事業の事前説明会といたしまして、平成28年の2月の4日、5日、9日に事前説明会を開催させていただいております。その中で、町が主体となることから、手続きが不要なもの、入居されている皆様に手続きしていただく必要があるものについてもあわせてご説明をさせていただきまして、おおむねご理解をいただいているものと考えてございます。

なお、今後におきましても、具体的な地番の見通しができた段階におきまして、再度入居予定者の方々に対し説明会を開催しまして、ご理解等をいただけるように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、議案第16号字の区域の画定についての説明とさせていただきます。

どうぞご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第16号字の区域の画定について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第9. 議案第17号を議題とします。

本案について説明を求めます。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。議案第17号町道の路線廃止についてご説明申し上げます。

本議案は、道路法の規定に基づき、道路の路線を廃止するものであります。

提案理由でございますが、新山下駅周辺地区の市街地化に伴い、道路機能を喪失した町道路線について、道路法の規定により廃止したいので提案するものであります。

路線の位置につきましては、議案書2枚目の図面をご覧ください。

赤の点線で着色した町道の山下館新田下線の全線が廃止となります。

以上で議案第17号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第17号町道路線の廃止について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第10. 議案第18号を議題とします。

本案について説明を求めます。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。議案第18号町道の路線認定についてをご説明申し上げます。

議案の概要につきましては、配布資料No.11にて説明いたしますので、ご覧ください。

提案理由でございますが、新山下駅周辺地区、宮城病院周辺地区及び新坂元駅周辺地区の市街地化に伴い、各市街地内の道路について道路法の規定により新たに町道に認定するため提案するものでございます。

認定路線数及び路線延長については、3地区合計で58路線、路線延長13.9キロメートルでございます。

議案書3枚目の図面をご覧ください。

これにつきましては、新山下駅周辺地区の図面でございますが、赤線部分が今回対象路線となります。

路線の起点、終点を線で認定するものでございます。

議案書4枚目、5枚目に宮城病院地区と新坂元地区の図面を添付してございます。

議案の概要にお戻りください。

町道認定、道路法の道路についてのメリットでございますけれども、交付税算定基礎の数値に算入されること。また、災害により道路が被災した場合、公共土木施設災害復旧事業の適用が受けられること。または道路法に基づく手続きが行われることが挙げられます。

今後の手続きといたしまして、路線認定後、線で結んだものを今度は幅を足した道路区域決定、それと道路ができた暁に、供用開始の手続きというものが今後行われます。

以上で議案第18号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

9番遠藤龍之君の質疑を許します。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。ただいまの説明の中で、町道認定のメリットということで、普通交付税の増が見込まれるというふうな説明があったわけですが、これは見込まれるでなくて、確実に増になるということだと思いたしますが、見込まれるでどのくらいを見込んでいるのか。まあ大体、数値的に出てくるかと思うんだけど。大体でいいんだけど。13キロっていったら結構大きいよね。14キロ。お伺いいたします。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。今回、一応路線認定の認定とる延長としては13.9キロでございます。その地方交付税の算定としては、この13.9キロのうち大きな区画の道路を今予定しておりまして、中身の区画道路につきましては、交付税の算定基礎としないところもございまして、13.3キロ全部が地方交付税の算定道路とはなりません。この内輪になります。ただし、13.9キロのうち道路法に基づく事務手続きといたしまして、その専用だったり、水道管を入れるときの許認可事項がこの道路法をかける手続きが行える状態になります。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。数字的なことを聞いたんですが、まあ計算しないとわからないということであれば、後日改めてお伺いいたします。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第18号町道路線の認定について採決します。  
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第11. 議案第31号を議題とします。

本案について説明を求めます。

震災復興企画課長（佐藤和典君）はい、議長。それでは、議案第31号山元町東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

お手元に配布されております第1回議会定例会配布資料No.12議案の概要によって説明をさせていただきますので、お手元のほうにご準備いただきたいと思います。

まず初めに、提案理由でございますが、東日本大震災復興特別区域法に規定する復興交付金事業等を実施するため創設されました山元町東日本大震災復興交付金基金の設置期間につきましては、平成28年3月31日までの設置期限となっておりました。集中復興期間の終了に合わせまして設定されたものではございますが、新たに復興創生期間といたしまして平成32年度までの5年間の延長がなされたことに伴いまして、当該基金の設置期間を延長するため改正するものでございます。

主な改正の内容といたしましては、附則第2項に規定されております条例の執行日である平成28年3月31日を平成33年3月31日に改めるものでございます。施行日につきましては、公布の日から施行するものとする改正でございます。

以上、簡単ではありますが議案第31号山元町東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

どうぞご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第31号山元町東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第31号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は11時5分といたします。

午前10時54分 休憩

---

午前11時05分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（阿部 均君）日程第12．議案第20号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。それでは、議案第20号平成27年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

まず、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出をそれぞれ5,014万1,000円を減額し、総額を21億4,639万円とするものでございます。

それでは、歳出予算のほうからご説明をさせていただきます。

お手元の議案書7ページをお開き願います。

こちらは、歳出予算の補正予算事項別明細書でございます。

初めに、人件費につきましてご説明いたします。第1款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費についてですが、職員の給料、手当、共済費など人件費の補正を行っております。こちらにつきましては、平成27年度の人事院勧告を実施することに伴い、不足する人件費を増額するものでございまして、合わせて21万9,000円ほど計上しております。

次に、第2款保険給付費第1項療養諸費第1目一般被保険者療養給付費についてですが、こちらは給付費の実績に伴い、3,615万9,000円増額補正するものでございます。

次に、同じく第2款第1項療養諸費第3目一般被保険者療養費につきましては、こちら後ほど歳入のところでご説明申し上げますが、国庫支出金のうち療養給付費負担金及び財政調整交付金の歳入増による財源内訳の変更となります。

続きまして、同じく第2款の第2項高額療養費及び、次のページの8ページに入りまして、第3款の後期高齢者支援金並びに第6款介護納付金、こちらの3つの款についてですが、こちらにつきましても、国庫支出金のうち療養給付費負担金及び財政調整交付金の歳入増による財源の内訳の変更となっています。

次に、第7款共同事業拠出金につきましては、合わせて8,670万4,000円減額しております。こちらにつきましては、宮城県国民健康保険団体連合会からの確定通知を受け減額補正するものでございます。

次に、第9款基金積立金につきましては、財政調整基金の利子2万3,000円を増額補正するものであり、次のページ、9ページをお開きください、こちら第11款諸支出金につきましては、平成25年度の特別調整交付金の返還金16万2,000円を増額補正するものでございます。

以上が歳出予算の内容でございます。

それでは、次に歳入予算の補正額についてご説明させていただきます。

お手元の議案書5ページにお戻りいただければと思います。

こちらは、歳入予算の補正予算事項別明細書でございます。

それでは、初めに第3款国庫支出金でございます。こちらにつきましては、各種負担金及び補助金の額の確定に伴い増額するものであり、第1項国庫負担金で合わせて1,193万7,000円の増額。同じく第3款第2項国庫補助金で合わせて6,146万9,000円を増額するものでございます。

次の第6款県支出金で16万5,000円の増額及び次の第7款共同事業交付金については、合わせて1億930万9,000円の減額となっており、いずれも宮城県国民健康保険団体連合会からの確定通知を受け増減額補正をしているものでございます。

次の6ページに入りまして、第8款財産収入については、財政調整基金の利子2万3,000円を増額するものであります。

次の第9款繰入金については、合わせて1,442万6,000円減額しております。このうち第1目基金繰入金については、最終的な財源調整の結果341万7,000円の取り崩しを増額しております、第2目一般会計繰入金の第1節保健基盤安定繰入金については208万2,000円の減額。同じく第2節のその他一般会計繰入金については、職員人件費等相当分21万9,000円の増額及び国保財政安定化支援事業分1,598万円を減額するものであります。

以上が今回の補正予算(第3号)案の内容でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長(阿部 均君)これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

9番遠藤龍之君の質疑を許します。

9番(遠藤龍之君)はい、議長。この全体を、歳入、歳出共通というか同じようなあれなんです、まずわかりやすく質問をするために、6ページですね、6ページの共同事業交付金、5億円に対してこの時期に1億円の減額をしているという。そして、その説明では国保連の確定通知によるものというふうに簡単な説明で終わったんですが、1億円もこの時期にするというのは、全体の予算を組み立てるときの大きな当初の見込みにどういう設定で見込んだのかという、これは歳出のほうでも同じだよ。同じくらいの割合で減らしている。全体予算組み立てるときにこういった大きな重要な部分で、こういった予想、見込み違いというか、見込みが違ったのか、あるいは何か大きなことがあってこういう結果になったのかということが想定されるんですが、その辺の説明がないとなかなか理解しにくい内容となっているので、その点についてお伺いいたします。

保健福祉課長(桔梗俊幸君)はい、議長。ただいまご質問ありました共同事業交付金についての、こちら大きく1億930万9,000円ほど減額しておりますが、合わせてですね、こちらの内容についてご説明申し上げます。

基本、今申し上げました宮城県国民健康保険団体連合会からの確定通知を減額しているものでございますが、当初予算を計上するに当たり、こちら同じく県の国保連のほうから、国保連といいますと宮城県国民健康保険団体連合会です、のほうからの算定通知がございまして、こちらの算定の内容なんです、27年度の当初予算を組むに当たり、こちらの算定の基準となるのが平成23年度から25年度までの実績を用いてまずは概算で通知が来ます、通知されます。特にこの23、24、25というのはどうしても大きな医療費の動向、ちょっと医療費がふえた年度でございまして、若干その実績をもとに27年度の当初を算出しますので、若干過大な通知になってございました。実際の今年度の精算をして結果を見ると、やはり震災後に特に医療費が伸びたときの数字はやはりどうしても過大な数字でございまして、実際に、現状に合った数字に今回変更になったというふうな内容でございまして、以上でございます。

9番(遠藤龍之君)はい、議長。今の説明だと、そもそも論がその国保連からの、当初も国保連からの通知に基づいて設定して、その結果国保連でいろいろやって作業を進めていくというか、中で国保連自身はその辺の今言ったようなもろもろの要因があって、最終的に国保連で決めた数字が改めてこの事業に示されて、こういう結果になったというふうな

受けとめなんです、というのはもうこれはどこの自治体もこういう、同じような症状が生まれているというふうに受けとめてよろしいんですね。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。今、県内全市町村の数字は持ち合わせていないんですが、震災後、沿岸市町村においては同じような傾向だというふうに推測しております。以上でございます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第20号平成27年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第20号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第13. 議案第21号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。それでは、議案第21号平成27年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

こちらはまず、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ2,070万9,000円を減額し、総額を1億4,542万9,000円とするものでございます。

それでは、歳入予算のほうからご説明をさせていただきます。

お手元の議案書5ページをお開き願います。

こちらは、歳入予算の補正予算事項別明細書でございます。

初めに、第1款後期高齢者医療保険料についてですが、今年度の保険料の算定結果の最終的な調整として、合わせて2,042万9,000円ほど減額しております。このうち第1目特別徴収保険料については、1,686万5,000円の減額、第2目普通徴収保険料については356万4,000円を減額するものであります。

次に、第3款繰入金第1項一般会計繰入金第1目保健基盤安定繰入金、こちらについてですが、今年度の保険料の算定結果に伴う保険料の軽減分及び被用者保険、被扶養者の保険料軽減分に伴う一般会計からの繰入金を28万円ほど減額するものでございます。以上が歳入予算の内容でございます。

それでは、次に歳出予算の補正額についてご説明させていただきます。

お手元の議案書6ページになります、ご覧いただければと思います。

こちらは、歳出予算の補正予算事項別明細書でございます。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金、こちらについてですが、こちらにつきましては、ただいま歳入予算のほうでご説明いたしました減額となった保険料や保険料の軽減分に対する繰入金で宮城県の後期高齢者医療広域連合に納付する後期高齢者医療広域連合納付金を2,070万9,000円ほど減額するものでございます。

以上が今回の補正予算（第2号）案の内容でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

9番遠藤君の質疑を許します。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。今の説明でもね、説明になってないんだな。ただこの予算書どおり8,500万円って、1,600万円減額しましたって、何で減額したのという理由がないと、我々は理解できないといいますか、8,500万円に対して1,600万円を減額しているんだよね。普通徴収料についても2,800万円に対して360万円弱減額している。この減額の理由がわからない。これも国保連の責任なんですとかね、さっきの説明から言えばね。ここ大きいでしょう、収入でね。その分納付するのも当然減ってるから、後期高齢の場合はそういう制度だからね、あれだけどもね。今後、国保の場合だと、こういう場合、しかし求められたものに対しては払わなければならないということになるんだから、まあ最初の設定、見込みに間違いあればそうでもないんだかもわからないけれども、そういう深刻な問題ではないと思うんだけど、まずその辺の具体的な理由を示してもらわないと、何も説明いらんんだわ、見ればわかるんだから。8,500万円から1,600万円減ったということなんだ、数字だけ言われたってそんなの説明にも何にもならないんだということで、改めてお伺いいたします。その理由についてですね。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。済みません、じゃあ今のご質問にお答えいたします。

やはりこちらも当初予算、平成27年度の当初予算を作成するに当たり、この後期高齢者医療というのは宮城県全体で広域連合をつくって運営してございます。そちらのほうで例えばこの27年度の当初予算組むに当たり、26年度中にその広域連合、県全体で宮城県の後期高齢者、医療費はこれだけかかりますと。各市町村、人数割り等々で高齢者の人口割り等で割り振ります、必要な保険料ですね。それで、まずは当初予算を組みます。実際この保険料の算定というのは前年度の所得に応じて率を掛けて算定するものでありまして、若干この所得の動向によって上下する保険料の節でございます。それで、今回4月から11月までの近くの動き等を踏まえ、実際の当初の見込みよりは若干この所得が伸びていないということによる減により今回調定、保険料の金額が減額となってございます。それによって山元町で集めた保険料を県に送金する会計でございますので、所得の落ち込みにより保険料が下がりましたので、今回予算も減額補正ということで計上させていただいている次第であります。以上でございます。

議長（阿部 均君）よろしいですか。（「わからないけれども、説明になっていない。まあいいです」の声あり）よろしいですね。

ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第 21 号平成 27 年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第 21 号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第 14. 議案第 22 号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。それでは、議案第 22 号平成 27 年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）についてご説明いたします。

こちらまず、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ 16 万 3,000 円を増額し、総額を 13 億 279 万 8,000 円とするものでございます。

こちらは、歳出予算のほうからご説明をさせていただきます。

お手元の議案書 7 ページをお開き願います。

こちらは、歳出予算の補正予算事項別明細書でございます。

初めに、第 1 款総務費第 3 項介護認定費第 1 目介護認定調査費についてですが、今年度の介護保険制度改正に伴うシステムの改修費に対する国庫補助金の内示により、財源構成を行っているものでございます。

続きまして、第 2 款保険給付費第 1 項介護サービス諸費第 1 目居宅介護サービス給付費につきましても、こちら震災に伴う利用者負担額免除に対する国庫補助金の内示により、こちら財源構成を行っているものでございます。

次に、第 3 款地域支援事業費第 1 項介護予防事業費第 1 目介護予防事業費については、こちらは人件費を増額するものでございまして、国保特会の同様の理由により、合わせて 10 万 5,000 円ほど計上しております。

続きまして、第 3 款地域支援事業費第 2 項包括的支援事業任意事業費第 1 目事業管理費、こちらにつきましても人件費を増額するものでございまして、こちら同様の理由により合わせて 5 万 1,000 円ほど計上しております。

次のページ、8 ページに入りまして、第 4 款基金積立金、こちらにつきましても、介護保険事業基金の利子 7,000 円を増額補正するものでございます。

以上が歳出予算の内容でございます。

それでは、次に歳入予算の補正額についてご説明させていただきます。

お手元の議案書 5 ページにお戻りいただければと思います。

こちらは、歳入予算の補正予算事項別明細書でございます。

それでは初めに、第 3 款国庫支出金第 2 項国庫補助金についてですが、こちらにつきましては、歳入予算でご説明いたしました介護保険の制度改正に伴うシステム改修費に

対する国庫補助金や、職員の人件費に対する増額の補正でございまして、合わせて27万1,000円増額するものでございます。

次に、第4款支払基金交付金及び第5款県支出金についてですが、こちらにつきましても職員の人件費に対する増額補正に伴う増額補正でございまして、第4款の支払基金交付金で9,000円の増額、第5款の県支出金については合わせて1万9,000円ほど増額補正するものでございます。

次に、6ページをご覧ください。

第6款財産収入については、介護保険事業基金の利子7,000円を増額するものがあります。

次の第7款繰入金、こちらについては合わせて266万3,000円ほど減額しております。このうち第1目基金繰入金については、職員人件費等相当分3万6,000円の増額及び介護保険制度の制度改正に伴うシステム改修費に対する国庫補助金相当分249万9,000円を減額しているものでございます。

以上が今回の補正予算（第4号）案の内容でございます。よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第22号平成27年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第22号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第15. 議案第23号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。それでは、議案第23号平成27年度山元町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

初めに1、2ページをお開き願います。

人件費につきましては、人事院勧告を実施することに伴いまして、給料、手当、法定福利費の補正を行っております。人件費の補正額は24万6,000円を計上しております。説明は省略させていただきます。

それでは、収益的収入及び支出について申し上げます。

1 款水道事業費 2 項営業外費用は平成 27 年度消費税及び地方消費税納税額 8 1 万 3, 0 0 0 円を増額するものであります。3 項特別損失、災害危険区域の第 1 種区域で水道管の廃止管工事を見込んでおりましたが、農地整備事業などで施工することが可能となったことから、1 億 6, 5 0 0 万円ほど減額するものであります。

収入について申し上げます。

1 款水道事業収益 1 項営業収益、消火栓の維持管理に要する経費を 2 4 8 万 4, 0 0 0 円増額するものであります。2 項営業外収益、水道管の廃止管の処理を減額したところにより国庫補助金、他会計補助金、合わせて 1 億 5, 1 8 6 万 9, 0 0 0 円を減額するものでございます。

次に、資本的収入及び支出の支出について申し上げます。

1 款資本的支出 1 項建設改良費は、農地整備及び避難路工事の調整から 6, 0 5 9 万 4, 0 0 0 円を減額するものであります。

収入について申し上げます。

支出に見合う財源としまして、1 款資本的収入 1 項企業債 7 0 0 万円を減、2 項工事負担金 3 6 万 7, 0 0 0 円を減、4 項国庫補助金 4, 6 5 0 万 2, 0 0 0 円を減、5 項出資金 6 2 4 万 2, 0 0 0 円を減額するものでございます。

最初のページにお戻り願います。

第 2 条、予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出を次のとおり補正する。収入第 1 款水道事業収益 1 億 4, 9 3 8 万 5, 0 0 0 円を減額し、総額 4 億 5, 0 4 1 万 7, 0 0 0 円とするものです。支出第 1 款水道事業費 1 億 6, 4 0 0 万 8, 0 0 0 円減額し、総額 4 億 1, 7 8 7 万 7, 0 0 0 円とするものであります。

第 3 条、予算第 4 条中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億 4, 1 2 0 万 8, 0 0 0 円は、当年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額を調整し、補填財源として予定額を次のとおり補正するものであります。収入第 1 款資本的収入 6, 0 1 1 万 1, 0 0 0 円減額し、総額 1 億 9, 9 1 6 万 1, 0 0 0 円に。支出第 1 款資本的支出 6, 0 5 9 万 4, 0 0 0 円減額し、総額 3 億 4, 0 3 6 万 9, 0 0 0 円とするものであります。

次のページをお開き願いたいと思います。第 4 条、予算第 5 条の起債の目的、限度額などを記載のとおり改めるものでございます。第 5 条、予算第 8 条中繰り入れする金額を記載のように改めるものでございます。第 6 条、予算第 9 条中繰り入れする金額を次のように改めるものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議 長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議 長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第23号平成27年度山元町水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第23号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第16．議案第24号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。

それでは、議案第24号平成27年度山元町下水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

初めに、1、2ページをお開き願います。

人件費につきましては、水道会計同様、人件費の補正を行っております。補正額としましては6万1,000円を計上してございます。

それでは、収益的収入及び支出の支出について申し上げます。1款下水道事業費3項特別損失は、マンホール高調整及び汚泥収集運搬手数料で1,200万円を減額するものです。

収入について申し上げます。1款下水道事業収益2項営業外収益、支出に見合う財源のほか、廃止管処理が国庫補助対象になったことから、一般会計からの補助金3,888万3,000円を減額するものであります。

次に、資本的収入及び支出の支出について申し上げます。

1款資本的支出1項建設改良費1目拡張事業費は、設計委託料の減、2目施設整備費、公共下水道の長寿命化計画策定の委託料でございしますが、浄化センターの設備機器やマンホールポンプ施設の調査をした結果、更新が必要となる機器が減ったための減、そして、工事請負費については、災害復旧工事において不用額が生じて、合わせて2,017万7,000円を減額するものであります。

収入について申し上げます。支出に見合う財源としまして、1款資本的収入1項企業債1,070万円を減、4項国庫補助金769万円を減、5項出資金155万6,000円を減額するものであります。

最初のページにお戻り願います。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出を次のとおり補正する。収入、第1款下水道事業収益3,888万3,000円を減額し、総額12億7,693万9,000円とするものです。支出、第1款下水道事業費1,197万1,000円を減額し、総額11億6,279万3,000円とするものです。

第3条、予算第4条中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億8,917万8,000円は、当年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税、地方消費税、資本的収支調整額を調整し、補填財源として予定額を次のとおり補正するものであります。収入第1款資本的収入1,994万6,000円を減額し、総額6億2,549万円とするものです。支出第1款資本的支出2,017万7,000円減額し、総額9億1,4

66万8,000円とするものであります。

次のページをお開き願います。

第4条、予算第6条に定めた起債の目的限度額を記載のとおり改めるものでございます。

第5条、予算第9条に定めた経費の金額を次のように改めるものでございます。

第6条、予算第10条中の繰り入れする金額を記載のように改めるものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第24号平成27年度山元町下水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第24号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第17. 議案第7号を議題とします。

本案は、2月29日総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査としておりましたが、審査が終了し、総務民生常任委員会委員長から報告書が提出されましたので、委員長から報告を求めます。

総務民生常任委員会委員長遠藤龍之君登壇願います。

総務民生常任委員会委員長（遠藤龍之君）はい、議長。皆さんのお手元に配布されております委員会審査報告書をもって報告とさせていただきます。

本委員会は、平成28年2月29日に付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定いたしましたので山元町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。

議案第7号山元町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例について審査の結果、可決すべきものといたしました。このことについて報告いたします。

総務民生常任委員会委員長遠藤龍之。

山元町議会議長阿部 均殿。

以上で報告いたします。

---

議長（阿部 均君）これから委員長報告に対する質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第7号山元町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は1時30分といたします。

午前11時45分 休憩

---

午後1時30分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（阿部 均君）日程第18. 議案第25号から日程第23. 議案第30号までの6件を一括議題とします。

議案第25号から議案第30号までにつきましては、3月8日に予算審査特別委員会に付託し審査をしておりましたが、審査が終了し、同委員会委員長から報告書が提出されたので委員長から報告を求めます。予算審査特別委員会委員長岩佐哲也君登壇願います。

予算審査特別委員会委員長（岩佐哲也君）はい、議長。それでは、お手元に配布しております予算審査特別委員会審査報告書に基づきましてご説明申し上げます。

本委員会は平成28年3月8日付で付託されました議案を、審査の結果、次のとおり決定したので、山元町議会会議規則第76条の規定により報告します。

議案第25号平成28年度山元町一般会計予算、審査の結果別紙のとおり修正可決すべきものと決定しました。

この別紙のほうをご説明申し上げます。次ページの1ページをご覧いただきたいと思っております。

議案第25号平成28年度山元町一般会計予算に対する修正案。第25号28年度山元町一般会計予算の一部を次のように修正する。第1条214億7,965万1,000円を1億911万4,000円減額し、213億7,053万7,000円に改める。

中身につきましてご説明申し上げますが、歳出のほうからご説明申し上げます。

まず1ページの一番下になりますが、8款土木費2項道路橋梁費、当初予算案が26億9,258万5,000円が25億8,347万1,000円、すなわちその差額1

億911万4,000円を減額するものです。したがって、一番下、一般会計総合計ですが、先ほど申し上げましたように214億7,965万1,000円から213億7,053万7,000円に、1億911万4,000円を減額するものでございます。

歳出のほうは一本になりますが、歳入のほうは3つに分かれます。その上の方の欄をご覧ください。10款地方交付税1項地方交付税、これは69億5,228万6,000円から4,273万4,000円を減額しまして、69億955万2,000円に修正する。14款国庫支出金2項国庫補助金、これは13億2,524万6,000円から6,540万8,000円を差し引きまして12億5,983万8,000円に修正する。18款繰入金2項基金繰入金79億7,819万4,000円から、これは97万2,000円を減額しまして、79億7,722万2,000円に減額する。歳入合計、これも先ほど申し上げましたが、214億7,965万1,000円から1億911万4,000円を減額しまして、213億7,053万7,000円とするということでございます。

なお、細目にわたりましては、資料を添付してございますのでご覧いただければと思います。ただ、歳出面で1点だけご説明申し上げますと、4ページご覧いただきたい。歳出面の細目でございますが、8款2項3目の中の一番右側、11節、17節、22節と歳出面分かれております。右側の説明のほうもご覧いただきたいと思いますが、需用費の中で消耗品の中の10万円が事務費として組んでありましたのを10万円カットしまして、14万2,000円に修正すると。17節公有財産購入費、当初予算が4億8,189万6,000円を9,989万6,000円減額しまして38億2,000円にすると。それから、22節補償補填及び賠償金ですが、これは2,317万8,000円から911万8,000円、細目は物件及び立木等の補償費ということですが、911万8,000円を減額しまして、1,406万円に修正するというのが中身でございます。

最初の表紙のほうにお戻りいただきたいと思います。この別紙のとおりということでご説明申し上げましたが、この中の修正議決の理由について申し上げます。これは書面には出しておりませんが、修正に至った経緯、説明をさせていただきます。

避難道路の新浜諏訪原線に関しましては、その必要性は認めます。早く整備することが求められていることは我々議会としても十分認識はしておりますが、財源は補助金、あるいは地方交付税等であるとはいえ、十分経費削減に努めるということは必要であると考えます。議会としては、位置、ルート変更や再検討することによる経費の削減や工期短縮が図れないかと。あるいは、埋蔵文化財との関係はどうか。及び国道6号線との接続の安全性の問題、あるいはアンダーパス設置なども含めて、国道でとめるのではなく、西側にまで道路を接続させるなど、及び住民説明会において出された意見や要望についての説明がなされていないと、議会に対して。まあ議会に対しての詳細な説明がなされていないなど、それらを総合的に勘案し、議会としては十分な議論や検討がなされない中で、責任ある判断をするわけにはいかないとの結論に至りました。よって、今回、今後検討に一定の時間を要するということから、修正決議を出させていただいたものであります。

なお、資料のほうにお戻りいただきたいと思いますが、諏訪原線以外の部分で特に留

意してほしい、留意すべきという意見を4点ほどつけておりますので、ご覧いただきたいと思ひます。

議案第25号平成28年度山元町一般会計予算についての一つ、山下地区地域交流センター建設に当たっては、町の適正な建設規模及び予算を十分精査し、将来の負担とならないように再検討すべきであると。一つ、各種イベントの開催は、総合的に判断し、町民目線で検討されたい。一つ、職員の福利厚生面を十分に配慮すべきである。一つ、旧中浜小学校の遺構については、震災から5年を経過している中で、町民の意思を再確認し、各計画運営に取り組むべきであるという留意すべき意見としてつけております。

次に、議案第26号平成28年度山元町国民健康保険事業特別会計予算、これは可決すべきものと。

議案第27号平成28年度山元町後期高齢者医療特別会計予算、審査の結果、可決すべきもの。

議案第28号平成28年度山元町介護保険事業特別会計予算、可決すべきもの。

議案第29号平成28年度山元町水道会計事業予算、これは可決すべきもの。

議案第30号平成28年度山元町下水道事業会計予算、可決すべきものであります。

山元町議発第14号平成28年3月17日

山元町議会議長阿部 均殿。

提出者 予算審査特別委員会委員長岩佐哲也。

以上、報告を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから委員長に対する質疑を行うわけですが、予算審査特別委員会は議長を除く全員が所属しておりますので、質疑は山元町議会先例85番により省略します。

---

議長（阿部 均君）これから議案第25号平成28年度山元町一般会計予算について討論を行います。討論は山元町議会先例88番（2）③によって原案賛成者、原案反対者、修正案賛成者の順に行います。

---

議長（阿部 均君）まず、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）原案に賛成の討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）原案に反対の討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）次に、修正案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）修正案に賛成の討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで討論を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから議案第 25 号平成 28 年度山元町一般会計予算を採決します。  
本案に対する委員長報告は修正可決すべきものです。  
まず、委員長報告の修正案について採決します。  
本修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（阿部 均君）起立多数です。  
修正案は可決されました。

---

議長（阿部 均君）次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。  
お諮りします。  
修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。  
修正議決をした部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）これから議案第 26 号平成 28 年度山元町国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第 26 号平成 28 年度山元町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

この予算に対する委員長の報告は可決すべきものです。

この予算は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。  
議案第 26 号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）これから議案第 27 号平成 28 年度山元町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第 27 号平成 28 年度山元町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

お諮りします。

この予算に対する委員長の報告は可決すべきものです。

この予算は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第27号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）これから議案第28号平成28年度山元町介護保険事業特別会計予算について討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第28号平成28年度山元町介護保険事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

この予算に対する委員長の報告は可決すべきものです。

この予算は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第28号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）これから議案第29号平成28年度山元町水道事業会計予算について討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第29号平成28年度山元町水道事業会計予算を採決します。

お諮りします。

この予算に対する委員長の報告は可決すべきものです。

この予算は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第29号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）これから議案第30号平成28年度山元町下水道事業会計予算について討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第30号平成28年度山元町下水道事業会計予算を採決します。

お諮りします。

この予算に対する委員長の報告は可決すべきものです。

この予算は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第30号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第24. 議案第32号を議題とします。

本案について説明を求めます。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。それでは、議案第32号の請負契約についてご説明申し上げます。

お手元に配布の資料No.13でご説明申し上げますので、ご用意のほどお願いいたします。

まず、提案理由でございます。山元町園芸作物用施設整備事業建設工事（笠野地区）請負契約の締結に当たり、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものでございます。

まず、内容でございますが、1番、契約の目的でございますが、平成27年度債務負担行為 産振農復請1号 山元町園芸作物用施設整備事業建設工事（笠野地区）であります。

2. 契約の方法であります。条件付一般競争入札で執行しております。入札の参加業者は4社でありました。

3. 契約金額でございます。一、金13億1,760万円、消費税を含む額でございます。落札率につきましては、98.25パーセントでありました。

4. 契約の相手方であります。仙台市青葉区の株式会社阿部和工務店であります。

5. 工事の場所であります。山元町高瀬字北中須賀地内ということで、別図、1枚めくっていただきまして、13の1でございますが、高瀬の清掃センターの東、旧JR常磐線の踏切を渡ったすぐ下の箇所、赤でお示した場所でございます。

次に、戻っていただきまして、6. 工事の概要であります。まず、(1)といたしまして、施設建築工でございます。3つございまして、まず1つが出荷調整貯蔵施設が1棟、鉄骨造り平屋建て、一部2階になっておりますが、これは資材倉庫でございます。延べ床面積 $\Sigma A = 4,848.79$ 平米でございます。2つ目が農業用機械格納庫になります、1棟。同じく鉄骨造り平屋建てで、一部2階で資材倉庫でございます。それから、延べ床面積が $1,581.59$ 平米でございます。次に、3番目なんです。残渣処理等ということで1棟、これは木造平屋建てで一部屋根のところは鉄骨造りになっておりますが、面積が $116.64$ 平米ということで、この残渣施設については、集出荷した野菜のくずを処理する棟でございます。

次に、(2)であります。外構工としてこの建物の周辺を舗装を行うということで、アスファルト舗装工でございます。全体の面積として $6,984.84$ 平米であります。3番目にその他附帯工でございますが、この建物の中に入る電気設備として照明等の設備になります。それから、6番目、機械設備ということで、出荷調整施設の中に置かれる保冷設備、それから出荷貯蔵設備ということで、これは保存をするに当たって、長期保存するために、高温多湿で一定期間保つというようなための設備でございます。これについて図面でご説明いたします。

2枚目の13の1という図面をご覧くださいと思います。右上になりますが、こ

これは施設の配置図であります。全体といたしまして、この図面の見方として、下に道路がありますけれども、これは旧JR線で、今後県道にかさ上げされる路線であります、そのところに立って東側、海側を見るという配置になります。一番手前の北側のところに①の出荷調整貯蔵施設が建ちまして、さらにその南側に農業機械の格納倉庫が建ちます。そして、その西側に残渣処理棟が3棟配置されます。

次の図面になりますが、13の3になります。出荷調整貯蔵施設の立面図であります、これは建物を横から見た図面になりますが、一番上の図面が側面で、①の調整貯蔵施設の北側から側面を見たもの、それから、その右側が南から見た図面になります。そして、その下の横長の図面については、西側から見た背面から見た図、それから、一番下が正面から見た図ということで、このように倉庫でシャッターで開け閉めして中に入ることができるという施設になります。

次の13の4をお開きいただきたいと思いますが、この施設の平面図でございます。この建物については、上から見た配置図であります、左側に冷蔵庫の部屋が2つ、そしてその下に甘薯貯蔵庫ということで、これはもっぱらサツマイモを貯蔵する施設。その隣のケアリング室というのが3つありますけれども、これはサツマイモを長期保存するための設備が入る部屋になります。その隣が大きくあいた空間の部屋になりますけれども、ここでトマト、サツマイモ、タマネギ、そして長ネギといった野菜を出荷調整するというスペースになります。それから、この右の上のほうがあと管理施設だとかトイレといったものが配置される予定であります。

次のページご覧いただきたいと思いますが、13の5になります。これは農業機械の格納庫になります。一番上の横長ののは、これは西側から背面を見た図になります。それから、下の図面2つあるのは北側と南側から建物を側面から見たもの。そして、一番下が東側から正面を見た図ということになります。こちらと同じようにシャッターで開け閉めをして、中に入ることができる施設になります。

次に、13の6でございますが、この機械格納庫の平面図、上から見た図面になりますが、上が屋根の部分を表示しております、下が床の部分になりますけれども、同じ面積のものを表示しておりますけれども、この右側のところにセンサー場と資材庫、そして機械室等、トイレ等がありまして、あとの右側の空間がトラクター等の機械が収まるスペースになるということでございます。

次に、13の7のページを見ていただきたいと思いますが、これが残渣処理棟になります。これは立面・平面両方書いておりますけれども、左側が残渣処理施設の正面と側面から見た図面、そして下が屋根に係る部分の鉄骨づくりの部分になります。それから、右側の図面が平面、上から見た配置図になりまして、部屋が3つあります。それぞれ野菜ごみ等をこの中に入れて処理をします。そして、その下が屋根の図面ということになります。

次に、13の8のページご覧いただきたいと思いますが、最後のページになりますが、外構工になります。黄色く表示したところが建物が配置される箇所、それ以外の道路の進入路部分と建物の周囲の部分をアスファルトで舗装するという内容で、これが6,900平米ほどになります。

それでは、あと戻っていただきまして、概要のほうに戻っていただきまして、7番、工期でございます。工期は契約の日から28年9月30日までで設定しております。

裏面をお開きいただきますと、参考になります。参考記載としておりますが、施設の貸与先でありますけれども、一形態ということで、新浜地区の、これは山元ファームに完成後は貸し出しをするという予定でおります。

以上、ご説明を申し上げます。ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

10番高橋建夫君の質疑を許します。

10番（高橋建夫君）はい、議長。今の報告の中で、入札参加業者が4社あるわけですが、異常に、落札率が98.25パーセントと非常に高い数字を示しています。そういう状況を見た場合に、ほかの3社の会社名と価格的な傾向はどうであったのかお伺いいたします。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。まず、参加業者名でございますが、この契約の相手方以外でございますけれども、1社が株式会社加賀田組の東北支店であります。それからもう一つが、大木建設株式会社東北支店、それから、もう1社が阿部建設株式会社であります。いずれも仙台の業者であります。落札の傾向のお話ですが、金額的には今回一番安い額が98.2でありますけれども、98.9、99.23というようなことで、金額的には高い落札率にはなっております。以上です。

10番（高橋建夫君）はい、議長。今、報告を受けたわけですが、接近している内容とはいえ、もっと価格的な折衝の余地は本当になかったのかどうか、率直にお伺いしたいと思います。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。ただいまのご質問にお答え申し上げます。

こちら、冒頭で説明がありましたように、一般競争入札ということでやっておりますので、入札をした後に価格の交渉とかというのは基本的には手続き上あり得ない話ですので、結果としてこのような形での落札になったということになるかと思っておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。以上でございます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第32号平成27年度債務負担行為 産振農復請1号 山元町園芸作物用施設整備事業建設工事（笠野地区）請負契約の締結について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第32号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第25. 議案第33号を議題とします。

本案について説明を求めます。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。議案第33号平成25年度債務負担行為 請1号 新山下駅周辺地区市街地整備工事外請負契約の変更についてご説明申し上げます。

なお、議案の概要につきましては、別紙配布資料No.14に基づき説明いたしますのでご覧願います。

初めに、提案理由でございますが、平成25年度債務負担行為 請1号 新山下駅周辺地区市街地整備工事外の請負契約において、記載のとおり一部に変更が生じたことから、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を要するので提出するものでございます。

次に、項目及び内容についてご説明申し上げます。

契約の目的については、平成25年度債務負担行為請1号新山下駅周辺地区市街地整備工事外の請負契約の変更でございます。契約金額については、原契約額134億8,217万4,600円から契約額を152億3,408万400円に変更するもので、増額は17億5,190万5,800円となり、これらは消費税を含むものでございます。

契約の相手方は仙台市青葉区国分町二丁目14番18号 フジタ・大豊・橋本店特定建設工事企業体でございます。

工事の場所は山元町浅生原地内でございます。

次に、工事の概要でございますが、先日、2月18日に開催されました山元町町議会臨時会で説明いたしました補正予算の内容と一部重複いたしますので、主な変更概要のみ別紙A3資料の図面をもとにご説明申し上げます。なお、変更内容が造成工事、建築工事と2課にまたがる内容のため、各担当課であります造成工事については震災復興整備課、建築工事については建築営繕室よりご説明申し上げます。

まず、造成工事について震災復興整備課よりご説明申し上げます。

造成工事の主な変更内容といたしまして、5. 工事の概要の中の①から⑦という形になってございますが、①は工法の変更等に伴い増額となったもの、②、③、④は工事の数量がふえたことに伴い増額となったもの、⑤、⑥は単価や工事の諸経費の変更に伴う増額、⑦は設計業務の内容変更に伴う増額となっております。

まず、①造成工事の工法変更に伴う増額についてA3資料右上に番号を振っておりますが、こちら14の1をご覧願います。こちら、当初計画では工区を左上の赤色着色、色を6つに分けてございますが、左上の赤色で着色しております1ブロック、その下の黄色で着色しております2ブロック、中央上が緑色の3ブロックというような形で6工区に分けて施工する計画でございました。当初はこの6つのブロック分けの中、緑色で施工の進め方ということで矢印が振ってございますが、このブロック単位で土作業等を進めていく計画でございました。しかし、実際の工程では、プレロード盛り土工、地盤が安定した後に余盛りを撤去しまして、側溝等を含めた道路土工を行い、上下水道、ライフラインの整備を行った後、舗装を行うというような形で造成工事を進めていきますが、各工程の施工規模が大きいと、最終工程に行くまで時間を要してしまう。そういったことからこの6つのブロックをさらにこちら赤い矢印で書いてございますが、詳細な形のブロック割、施工区分に分けて今回施工しております。具体的な例でいきますと、最初に行った工程といたしまして、黄色で着色しております2ブロック、この中で2ブ

ロック、左下の黄色で着色してあるところですが、こちらの中央の①というところを最初に盛り土いたしまして、地盤の安定した後にこちらの②、③の少ブロックに土を盛って、この撤去したところで側溝等の整備を進めていくと。また、同時に2ブロックの④も同時に最初に土工で盛りまして、安定した後に撤去すると。そして、こちらの2ブロックの②、③に持っていった土を盛りまして、2ブロックの②、③が安定した後、その余盛り土を1ブロックのほうに、赤矢印で書いてあります1ブロックに持っていくと。このような形で小ブロックに分け、土を運搬、その後の工程を進めてくというように形で、早く引き渡すために小ブロックで施工し、細分化して工事を行って進めるような形で変更いたしました。このため、施工規模、こちらに応じた重機のサイズを小型化することに伴いまして、施工効率が落ちることによりまして増嵩等約2億7,100万円増加するような経緯に至ったものでございます。

続きまして、②現場発生土の土質改良の数量増ですが、A3資料14の2をご覧ください、10ページをご覧ください。こちら、当初が緑色に着色された範囲で有機質土が発生する予定でございましたが、こちら赤色着色、山下排水路2号調整池でも有機質土が確認されたということから、土量が当初1万3,940立米、こちらが3万7,010立米増加ということで、2万3,070立米数量増となり、その結果、約1億4,300万円増額するものとなったものでございます。

続きまして、次ページ、③周辺環境への配慮に伴う数量増でございますが、こちらA3資料14の3をご覧ください。こちら、当初は工事区域外の環境の配慮のため緑色に着色した範囲のみ防塵ネットを設置する計画でございましたが、完成した災害公営住宅分譲地を段階的に供用するため、新たに供用する住宅等への防塵対策のため、赤色着色部を追加設置することにより、防塵ネット延長が4,320メートルから7,380メートルに3,060メートル数量増になるなど、そういったことから約9,100万円増額するものとなったものでございます。

続きまして、④、次ページ、資料A3資料14の4をご覧ください。

こちら、関係機関との協議に伴う数量増でございますが、当初は施工範囲のみ、こちら緑色着色部でございますが、300メートルの通信ケーブルのつけかえを想定しておりましたが、国との協議により部分的にケーブルを接続せず、接点間、こちらハンドホール間でございますが、となる赤色で着色されております範囲、2,818メートル全で一連の通信ケーブル、こちらでつけかえることとなったため、2,518メートル数量増となることなどにより、約3,200万円増額するものとなったものでございます。

続きまして、⑤使用材料の変更に伴う単価変更でございますが、A3資料14の5をご覧ください。こちら本工事では、右下盛り土概要に示すとおり、プレロード盛り土、余盛り土を多く盛ることによって、圧密沈下をさせ、安定した地盤へと改良する工法を採用しておりますが、その際、土中の水を外部に排出しやすくするため、現地盤と盛り土の間に透水性の高い層、サンドマットと呼ばれておりますが、サンドマット工法を採用しているところでございます。通常この岩ずり、この右下の盛り土概要図の赤で着色している部分ですが、こちらは通常の岩ずりではこの工法の基準を満たす透水性が確保することが難しいことから、こちらの赤色で着色している範囲、29万2,310平米の材料を変更したことにより、その単価が増となったことなどから約2億2,800万円増額するものでございます。

続きまして、お手元の議案の概要のほうにお戻り願います。

続きまして、変更理由の⑥といたしましては、震災復興に関する工事費の補正ですが、こちら被災地の震災復旧・復興工事の大幅な増加に伴い、労働者、建築資材等の確保に要する諸費用を考慮し、遠方からの労務費確保に関する費用増、物価上昇に対する補正インフレスライドなどにより約4億6,600万円増額するものでございます。

⑦といたしましては、設計業務の内容変更に伴う増嵩ですが、新市街地への移転者数の変更及び区画割の変更、その他関係機関との協議に伴う設計内容の変更等により、約4,200万円増額するものでございます。

以上、概要ではございましたが、造成工事の変更概要に関する説明とさせていただきます。

続きまして、建築工事の変更概要につきまして、建築営繕室より説明させていただきたいと思っております。

建築営繕室長（佐山 学君）はい、議長。それでは、⑧から⑫番までは、建築関係の変更になりますが、建築工事についても造成工事同様、去る2月15日に開催されました山元町議会臨時会でご説明した補正予算の内容と一部重複しますので、概要のみ説明をさせていただきます。

なお、最終的な整備戸数が去年の夏の第4次募集の結果を踏まえて確定したため、その後の精算業務を経て、このたびの提案になったものであります。

初めに、⑧建築設計についてですが、災害公営住宅の原契約設計戸数261戸から256戸に5戸減らし、契約額としては約80万円を減ずるものであります。

次に、建築工事につきましては、⑨災害公営住宅工事戸数の変更に伴う減、いわゆる戸数差について約3億5,200万円を減額するものであります。

⑩災害公営住宅の建設単価の変更に伴う増、いわゆる単価差について約5億6,500万円を増額するものであります。

⑪災害公営住宅の工法変更に伴う増、いわゆる工法差について約2億3,300万円を増額するものです。

終わりに、⑫集会所工事の追加に伴う増として、約3,400万円を増額するものです。

6. 工期でございますが、平成25年6月19日から平成28年3月31日までを予定しておりましたが資料2枚目にもございますとおり、関係機関との工程調整により駅前広場の歩道等の一部や完成検査後の一部手直しなどに時間を要することから、工期を平成28年5月31日まで延期するものであります。

以上、議案第33号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。―― 質疑はありますか。

9番遠藤龍之君の質疑を許します。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。この件については、今もおっしゃいました前の説明である程度聞いてはいるんですが、そこでもなお疑問が解けないということから、一つ、ダブるところも重なるところもあるかもしれませんが、確認したいと思っております。

まず一つに、大きくは、なぜやっぱりこの時期でのこういった大幅な増額補正が今ここ

に提示されるのか、示されるか、その件について改めて確認したいと思います。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。こちら、実際協議が整った段階で変更すべき内容もあったかとは思いますが、実際数量が確定するまで額が固まらないようなケースもあったということもありまして、この機会に説明させていただくような経緯はあったということでございます。

なお、概要がわかった時点である程度変更要因等をお話するべきところであったかと思うんですが、そのような経緯で現在に至るということでございます。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。前回同様の答えで、その進展がないというふうに思うわけですから、わかる方答えていただきたいんですが、責任者が。

じゃあ、一つ一つ、これは今度、一つ一つちょっと確認したいです。それぞれの実施時期を確認します。①、②、③、⑤、⑥、あと⑩、⑪この点について、この実施時期について確認します。決まって、そしてそれが工事始まった時期ですね。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。順に申し上げますと、造成工事、こちらのほうは試験盛り土等も含めまして、平成25年の7月から平成28年2月です、先月ですね、まで盛り土工に当たるものを行っているところでございます。（「実施の始めだせば、これ変更になったということの提案されてるんだから、変更した時期について。ああ、変更した時期でなくて事業を変えた時期」の声あり）こちら、今の変更というか、実際25年の9月の時点で設計が固まった時点で、施工計画というものを甲乙協議して整えているという状況でございまして、その時点で先ほどの6工区、こういったものから詳細な工区、細かい工区分けをしてやるという形で進んでいる状況でございますので、まさに今申し上げました25年の9月からということでございます。

続きまして、発生土の土質改良、こちらの時期でございますが、協議が整った時点でもよろしいですかね。こちらにつきましては、26年の8月、こちらに協議を行って、実際にこちらのボリューム等の確認をしたという経緯がございます。

続きまして、周辺環境への配慮に伴う工事ということで、こちら防塵ネットの協議につきましては、26年の9月に同協議を整えたという経緯がございます。

続きまして、4番関係機関との協議、こちらにつきましては、27年6月こちらの時期に協議を行っている経緯がございます。

続きまして、使用材料の変更に伴う協議、こちらにつきましては25年の8月、こちらの時期でサンドマットを使うときに試験等を行ったという経緯からこの時期で協議をした経緯がございます。

⑥以降は制度、もともとあった制度ということで、協議というよりも適用する規定ということなので、特に協議してどうだという内容ではございませんので、特に協議を行ったという経緯はございません。以上でございます。

建築営繕室長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたします。建築の関係については、⑨戸数、そして⑩単価、そして⑪工法、そして⑫で集会所の追加ということになります。

⑨のまず戸数の変更というふうな部分につきましては、数次回募集事務を行いまして、最終的に去年の6月に実施しました第4次募集で山下地区については町が整備する戸数を271に確定したというふうなことでございます。実際にはその募集事務は6月ですが、確定はその2カ月後、8月です。それが1点目の答えになります。

続きまして、単価の変更の部分なんですが、これは単価については前にも説明しました

とおり、着工時点の単価を採用します。こういったタイミングで何戸整備をしてきたかということをもって回答にかえさせていただきたいと思いますが、まず、全体では平成25年度は16戸です。25年度は16戸です。26年度は214戸です。そして、27年度に入りまして41戸、こういった年度ごとの着工戸数、その時点における単価を採用したということが単価差になります。より具体的に話をしますと、平成25年度につきましては、26年の1月着手、これが8戸です。3月着手、これが8戸です。合計16戸。26年に入りまして、7月着手、これが32戸、8月着手20戸、9月着手17戸、10月着手44戸、11月着手36戸、12月着手35戸、そして1月着手が30戸でございました。26年度は214が合計でございます。そして、27年度に入りまして、7月着手が2戸、8月着手が21戸、9月着手が10戸、そして11月着手が8戸ということで、27年度は合計41、トータルで271というふうな数字でございます。

続きまして、11番目の工法変更、これにつきましては、どの時点であるということにつきましては、平成25年度、平成26年の3月ごろ、この時点で工法変更というふうな決定がございました。

最後になりますが、⑫集会所工事の追加に伴う部分、これにつきましては、26年の6月でございます。以上になります。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。かなり前からもうこういうことで仕事をしてきたということになるわけですが、聞けば聞くほど混乱してしまうんですが、その前に今のことは確認できました。

そもそもこの交付金事業ってどういう流れなのか、この金の流れですね、工事と。その辺ちょっと整理して説明をしていただければと思います。何が知りたいかと言いますと、この復興交付金事業は、事業費が確定して、この事業にはこのくらいの金が必要だからくださいというとおかしいけれども、まあわかりやすく言えばね。なるほどちゃんとした事業計画だね。ではそれに見合った補償しますということで交付額って決定するかと思うんですが、そしてそうした流れの中で、財源が確保されて、そして財源が確保されたからといって、「金もらったからすぐ工事すっぺやな」というふうなことでもない。それにはそのちゃんとした議会の議決要件ということがありまして、議会のお許しを得て、理解を得て、許しといいますかね、議決を得て初めて事業着手という流れであるというのが我々のこれまでの知識、認識、理解なんですけど、どうも今のこの流れを見ますと、なかなかよく理解できないということで、とりあえず基本的な今の交付金事業の交付金と実際にその財源が使われて行われる事業ができるまでの流れについてちょっと整理して、私たち町民にもわかりやすいような説明をしていただきたいと思います。

建築営繕室長（佐山 学君）はい、議長。じゃあ、大きな流れというところで、具体的なその数字の部分はちょっと抜きにして、どういう流れなのかという説明をさせていただきたいと思います。

これは前に、2月15日に開かれました臨時会でお渡しした資料、それをベースに話をさせていただくことになりますが、まずこの新市街地整備の関係については、復興庁との協議、それを行ってきましたと。その国庫金の内示が24年の6月、この時点で内示を受けましたということがまず大きくベースにございます。当然その財源がないと町は右にも左にも行けませんので、まずはその確保から始まったということです。この内示を受けて、平成25年度に入りまして、今度は予算を編成させていただきました。財源の一応

担保をしながら議会の皆様にはこういうふうな補助金の内示を受けながら、このぐらいの予算規模で今後2年ないし3年で公営住宅等々も含めて新市街地を整備をするというふうなご説明を25年度にしているというふうなことでございます。あわせて、予算をお認めいただいた後において、25年の今度は6月になりますが、この一括契約の契約を締結したというふうな流れでございます。その後、山下については2回変更ですね、坂元につきましては3回変更というふうなことを経まして、現在に至ったというふうな大きな流れでございます。以上になります。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そういうことなんですよね。まず第1回目に決まって、山下でいえば129億円、それがこの町で事業計画を立てて町が示しているという町をつくるんだと。そのために129億円とありますが、それ以上に見合う交付額が決定した。それが総事業に対しての交付額というふうな受けとめ方ですよ。そして、その後変更しても、例えば129億円だったらそれに対して国は200億円あんたらさ補償するからということではなくて、129億円に見合うぐらいの交付額をとということです。そして、次に増額変更といろいろ変更してから、この部分ください、ほしいんだということで増額変更して、町が求めている計画が求めているものが4、5年。やっていく中で、そこでもまだ足りなくなると、いろいろ変更が生じた。この変更も認めてくださいということで、その認められて、2回目の変更もすることができたと。ということでやってきているんですよ。

今回おかしいんじゃないですか。そういうことから言えば、町長。しかも17億円もですよ。まあこれが認められたのかどうかということもあるわけですが。そして、まあ余り結論出すと流見えなくなるからあれなんだけれども、そういう受けとめなんですよ。今回提示されているのはね、もう過去にやった仕事を認めてくださいということをお我々に提起しているわけなんですよ。今の流れからすると、今回の提起の仕方っておかしいのではないかとその疑問に対してお答えいただければと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。遠藤議員からのご指摘いただきましたが、確かにこの設計施工一括発注方式につきましては、がせめいた話も含めてあえて触れさせていただければ、やはりこの非常においてこのスピード間のある復興が求められる中で、この平時を前提としたこの議会の予算審議にはちょっとなじまない発注方式になったかなというふうな、そんな思いもしております。当然これを導入する際には、発注方式に関するデメリットというものをやる議会の皆さんとも議論しながらですね、来たわけでございますけれども、この最終的には被災者の立場で物事を論ずるのか、あるいはそのあくまでも（「大変失礼な話だな、これな」の声あり）ですから、あえてというふうなことでですね、お許しをいただきたいというふうに思います。遠藤議員がおっしゃられるのは、まさに正論の世界でございますので、別にそれを否定するわけではございませんので、それを前提にあえて申し上げているというようなことでございます。いずれにしても、本来であればですよ、議会に対して現場の変化に応じた対応というのは、早目、早目にすべきだというのが、これが基本中の基本であるというのは私も思っていますし、議員ご指摘のとおりでございます。

ただ、このスピードという部分もでございますし、建設業界の置かれた被災地復興での非常にひっ迫した受注環境ですね、こういうふうな中で、現実的に現場をその一つ一つ、何と言いますかとめられないと言いますかね、そういう側面もでございますので、その辺についても現実的なところをぜひご理解をいただきたいなというふうに思っております。

それから、2月の臨時会するときにも申し上げさせていただきましたけれども、通常のこの工事の発注の際は、規模なりグレードなどの基本的な、基本構造といいますかね、大まかな基本計画の策定に始まるわけですよ。そして、そこから基本設計、いわゆる概略設計ですね、そして最終的にはその精査を重ねた実施設計、いわゆる詳細設計を経まして、工事に取り組むというのが基本的なあれでございますし、そういう中で工事の途中でよほどの事情の変化がなければ、おおむね発注段階での工事費の範囲内で工事というのはおさまるのが普通であると。それも私も認識していますし、議員ご指摘のとおりでございます。しかし、この我々が選択をした設計施工一括発注方式の場合は、繰り返しになりますけれども、当初発注時点では基本設計、その概略設計レベルの内容にとどまらざるを得ないと。いわば必要額を概算した中で、概算した中での発注でございますよ。そして、実施設計に相当する詳細設計を現場で行いながら、その設計が固まったところから順次施工を行う手法でございますので、さまざまな設計条件の変化に加えまして、先ほど来から出ている復興庁とのシビアな協議を経て、工種を追加をする必要があると。そういうようなことで必要な工事費、発注段階の概算に比べればふえるというふうなことになるというふうな状況でございます。

いろいろあるわけでございますけれども、町が経験したことのない方式を採用したというふうなことで、その事業費の規模も当初から100億円規模というふうな大変な規模になっていると。それから、その膨大な工種の数量の取りまとめに多大な時間も要しているというふうなこと等、るるあるわけでございますけれども、いずれにしても本来的に変更要素がご指摘のように発生した時点で、議会に対して報告、説明をすべきものであったというふうなことでございます。結果といたしまして、工事に係るこの一部の歳出予算というものが後づけの形での施工になってしまったと。このことについては深くお詫びを申し上げさせていただきたいというふうに思います。

そういう中で、現在宮城病院のほう施工中でございますので、そちらの方の事業においては係ることのないような対応に努めてまいりたいというふうに思いますので、ご理解のほどをよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。最後のところだけ言ってもらえばよかったのに。その前でまた蒸し返して。すぐに町長はね、こういった困難にぶつかると、困難と言いますか、問題にぶつかりますと、すぐマンパワー不足等々ね、言っていますが、それを十分に果たしているんですよ、町長、先頭みずから立ってね。十分それで対応している。さらに、こうした大きな事業に取り組むということで、当初からなかなか大変だということでCM業務、それに、その部分については依頼する、調整役。15億円も、もっと言うとCM業者さんに大変失礼なことになるので、少なくともかけ、最終的に3、4年で17、8億円投入して、それはそういう町の不足部分をそうした業者に依頼して、まさに被災者が一日でも早く戻れるようなその事業の展開、復興というのを望んでやってきているんですよ。何か先ほど私は被災者のことを考えていないかのようなお話をなされましたが、全くそれは、何と言いますか、これ以上のこと言いません。そういう形でこういった問題を少し曖昧にしようというのはね、そういう、こういう話になるとまたおかしいところに行くんだ。そして、最終、そういうね、やっぱりこれもこの姿勢につながる問題です。今、最後に宮城病院のほうはうんとと言いますけれども、今の姿勢が変わらない限りは、考え方が変わらない限りは、同じことの繰り返しが十分予想されます。という立場から、まだその疑問が解

けない部分、まだ町長の先ほどの概略設計からやっぱり始まっているんですよ。それで皆さんと一致しているのかどうか。まあ、ちゃんと対策本部会議で皆さん共通の認識のもとにこの問題に対しては取り組んでいるということから、皆さん共通しておられるかと思いますが、そういうことがありましたから、先ほど交付金の流れを整理して伝えてくれということをお願いしたんですよ。だから、最初から、この先ほどは数字も上げて、この工事には100億円かかるんだと。だけでも最初に申請するのは概略設計部分だから50億円まで、とりあえずは50億円申請すっぺやと。100億円は大体認められ、あるいはその100億円というのは最初から認められて、そのうちその中から必要な部分だけを事業に使っていくのかというようなやり方なのかね。それとも、その都度、その都度申請して、そして認められて、変更分についても認められて、認められた際にはその金で増額変更した部分も仕事を進めていくと、そういうやり方なのか。今の、私は先ほどそっちの説明で確認した部分では、その都度、その都度というふうな理解をしたんですけど、そっちの説明ではですよ。ところが、今度町長今言った、後では概略設計と、最初から概略設計だから当然ふえていって当たり前なんだと、ふえるのが当たり前なんだと、詳細設計になったらまた、という説明なされているわけですよ。そういう説明されるとね、ますます私たち混乱する。何かそういうやり方の中で、我々の知らないところで、制度的にやってもいいことはどんどんやっていますよ、制度から外れたことをやっても我々が知らないうちに、まあこういう表現するとね、問題にはならないとは思いますが、わかりやすく言っているわけですから、というふうな考えも生まれてくるわけですよ。だからはっきりしてけるということをお願いしているんです。

ちなみにね、先ほど流れ、ここにもありました。第1回の、25年第2回定例会、これで締結した、山下についてはね。その26年の第1回山元町議会定例会で1回目の変更契約をしたと。そのときは、これは3月議会ですか、第1回定例会、ここに先ほど言った、ほとんど入っているんですよ。25年度、その例えばその何とか工法、ここで変更しているんですから。それから単価の部分についてもここで変更しているんですから。ここに組み入れていいんですよ。何でそこで入れてないのか。しかも、というのは、一つ一つが余りにも大きい額ですよ。2億7,000万円、1億4,000万円、この時点で、この3月の時点で分かった部分について、どうせ変更するんだから。そしてこの変更額に対する多分このくらい必要だから、このときは、このときさっぱり、たった3,000万円ぐらいいしか変更してないんだ、ここで。この時期に多分新坂元のほうはもっとしてるんでないかな。まあそいつ後であいつなんだけれども。ここでできるんじゃないですか。今まで、先ほど説明したほとんどは。いかがでしょうか。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。今遠藤議員がおっしゃってありました第1回の変更というのは3,000万円、設計内容の変更ということで、こちら復興庁との協議で認めていただいた内容の変更という形になってございます。

それで、先ほど協議はされた時期がこの時期だという話、確かにこの第1回の変更契約時期よりも前にやっていたものもございましたが、やはり数量等が、特に土工などは現地盤を測量して、それで先ほど申し上げましたとおり、ブロック分けでやっておりますので、後半で手を出すというか、施工するブロックになると、まだ測量等も終わっていない状況なので、現地盤の地形がわからないと土工の数量が固まらなないと、そういったケース等もございましたので、ある程度数量は固まった時点でご説明申し上げるというような形の考

え方もありまして、この時期に説明するような形になったという経緯がございます。

ただ、施工業者とはこういった形の施工方法等でやっていくというような流れのことは協議いたしております、数量がある程度固まった段階でご説明申し上げるとい、説明させていただいております。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。本当にそうですか。本当にそうですかというのは、本当に詳細にわたってそういうことで復興庁とこの時点からお話してきたんですか、じゃあ。今後そういうことになるかもわかりませんが、そういうふうになったときにはその分もよろしく願いますというような交渉をしてきた上での今のお話ですか。そうでなく、私はね、そのくらいもう、このくらいもう 10 億 3, 765 円、ちょっとあれですが、そこまで詳細に示さなければ復興庁が認めないというようなものなんですか、この交付額の決定というのは。ほぼ、詳細にわたってなれば、10 億……、まあでもちょっと荒っぽくやれば、とりあえずじゃあ 9 億円ということですね、あと詳細にわたってはそれこそ最終的にそこで精査しましょうという話でしたらわかるんだよ。だけど、その精査がもう 17 億円ですよ。130 億円に対しての、あるいは一番最初の出発 129 億円に対しての 17 億円、その間にも増額、増額やってるんですよ。そのときどきに合わせてね。何でこの部分だけが当時からわかっていることが、今ここでぽっと出てくるの。そして、最も疑問は、それみんな工事しているやつでしょうっていう疑問がまずそこからの疑問なんですよ。

私は非常にこれ問題がある。このことについて、今これまでやられた工事に対しての、今回示されているそれぞれの工事に対しての工事代金は支払ったんですか。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。工事代金につきましては、各段階での出来高払いという形で、昨年度の段階、段階を経て、出来高払いという形でお支払している状況でございます。ですから、昨年度の段階で部分払いをしているような形でございます。（「語尾のほう少しははっきりしませんので」の声あり）（「払ったか、払わないかという」）出来高払い、部分的に完成しているところについてはお支払している状況でございます。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。そこを明確に。できたところについてはもう払ったんでしょう。95 パーセント進捗率ね。出来高というならそういうことだからね。今実際できているところの部分については工事だけ払いましたという、そういう受けとめ方になりますよ。それでよろしいんですか。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。出来高払いというのは、今現在ではなく、昨年度時点で一回切って、出来高払いという形で、その時点でのお支払いをしている状況でございます。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。もっとわかりやすく聞きます。この造成工事の工法変更に伴う増、重機サイズ小型化したことにより増嵩したもの、この重機代とか何とかって、この辺についてはもうお支払しているんですね。2 億 7, 000 万円のうちの何分の 1 か、何割かは。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。こちら、そのお支払している時期というのが 25 年度及び 26 年度の部分払いということでございまして、そのときにお支払している内容としては、その今回の重機で変更した内容ではございません。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。だって、説明しているのと、ここで「完成した公営住宅、分譲住宅を少しでも早く段階的に引き渡すためにプレロード工法、造成、土工の工区を細分化して施工することから、重機サイズを小型化したことにより増嵩したもの」これだけに言

っているのね。それはもう25年の9月に決まって、そして26年のときからもうこの形でやっているんでしょう。ねえ。やったものに対して、この部分についてはまだ支払っていないの。そういうわかりやすい質問してるの。そのとき課長いなかったからよくわからないんだかもわからないけれども、それは周りの人に聞いて、事実だけお答えしていただければいいんです。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。今申しあげました26年の前払い分と、26年の出来高払い分というところで、ちょっと今手元のほうにどの部分の出来高払いかというところが手元にないので、当然工事としては面的に進めておりまして、例えば今も95パーセントという状況ではありますが、昨年度の前払いを払った時点で、数量が固まった部分についてお支払している状況でございますので、その部分が今申しあげましたどこを指しているかどうかで、ちょっと確認させていただければと思います。お時間いただけますか。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は3時5分といたします。（「今のやつだけでなく、ここさある防塵ネットとか、そいなのも全部調べてけろ」の声あり）

午後2時52分 休憩

---

午後3時05分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、資料の準備のため時間を要する旨届け出がございましたので、休憩を延長したいと思います。再開は3時20分といたします。

午後3時06分 休憩

---

午後3時20分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。まず最初に、先ほど話の途中、説明の途中、お時間をいただいて申しわけございませんでした。

それでは、遠藤議員のご質問のほうにお応えしたいと思います。

先ほどの①から⑤の項目の前払いでお支払しているかという内容につきましてですが、②の土地の改良、地盤の改良につきましては、当初の数量内ということでお支払している状況でございます。あと、ネットのほうも当初の変更前の数量内でお支払している状況でございます。あと、ケーブルについてはお支払している状況じゃございません。また、最初の①の工法変更の土工部分と、⑤のサンドマットにつきましては、当初契約、こちらの当初契約の内容でお支払している状況でございます。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。具体的に聞いているんだから、具体的に答えてほしいんだ。私聞いているのは、この2億7,000万円という数字あるんだけれども、このうちどのくらい払ってるのと。これについては払ってないの、払ってるのということを聞いているんだよ、を確認してるんだよ。だって、きょう、今議題になっているのはこのことが議題になっているんだからね。今の当初契約で、当初契約の中にこいつももう入っていたらどうなのかさ。わかりやすい質問しているんだから、素朴な質問しているんだから、それに対しての答えをいただければと。難しい話聞いているんでないんだい。これに対してどうなのかということを知っているのよ。です。

あと、もっと言うからね。あとサンドマット工法だって。

議長（阿部 均君）まず、今は最初のやつだけ答弁求めます。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。出来高払いの部分については、今お支払している部分というか、昨年の出来高払いでお支払している分というのは土工の、土工事ということの中で全体の59パーセントお支払していると、前の契約ベースでお支払しているということなので、今回変更して変わる分の増額分の払ったという形ではないものでございますので、その分抜き取ってという形でちょっとご説明できませんので、まず前払いでお支払しているのは、「はい、わかった、いいから」の声あり）26年段階の土工の59パーセント分お支払しているという状況でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。59パーセントの中にこの重機サイズは別会計なの、じゃあ。そういう話聞けば。こういうふうに変えたから、この変えた分をくださいと言っているんでしょ。これは変わった分なんですよ、2億7,000万円というのね。そして、この変わったこの小型重機で仕事をずっとしてきたんですよ、59パーセントの仕事をね。それを簡単に、単純に聞いているの。2億7,000万円の59パーセントというふうに受けとめればいいの。俺はそうではないと思うんだけども。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。舌足らずなところがあって申しわけございません。まず、お支払している、支払っている部分というのは、こちら小型化する仕様の前のもの、当初の6分割で工事をする計画でやっている単価で支払っているの、この、今回変更した内容の額ではお支払していないという状況でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。ますますわからなくなってきたな。そしてだよ、大型重機あるんだから、使わないんだべ。使わないで小型重機使ってるんだべ。そして支払してんだべと。変に自分で、あなたは1年前からしか、この当時のこと知らないんだから、知らない人が知ったふりして答えられても、答えてもらうのはいいんだけども、正確に答えてほしいのよ。質問に対して答えてほしいの。素朴な疑問として言っているんだ。今回この増額ね、その内容について私確認してるのよ。そして、この小型サイズの重機はもう働いてるんだから、一生懸命。働いた結果、この土工についてはほぼもう、今その上にうち建っているんだから、この部分については100パーセント仕事完了してるの。この小型重機さんはね。この人には100パーセント金払わなくてないの。普通の考えからすれば。そうすると、この部分については、既に払って、支払わなくてはないんだな、この小型サイズの方には。「払ったのか払わないのかでしょう」の声あり）そっちの世界のことで話してもらっても困るんだ。こっちの素朴な、町民側の素朴な疑問に対しての答えを出していただきたいということです。

議長（阿部 均君）だから、小型化以前は59パーセント払ったと。小型の部分についてはどのぐらい、この増額の部分でどのぐらいの支払いをしたかということだと思いますので、そうでしょう。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。作業自体は小型化、重機はしてはいるんですが、こちら支払っているときには変更契約はしていませんので、まず当初契約の内容でお支払しているということをまずご理解もらった中で、それで今遠藤議員が質問されているのは、小型重機を使ってどれだけ支払っていたかということでしたら、今申し上げたとおり小型重機の代価としては払っておりませんで、大型重機の当初契約ベースでその全体の契約額の59パーセントをお支払しているという内容でございます。ただ、事前に工事をする前に施工業者とは変更内容の協議は行っておりまして、精算時に、完了時にそ

の全体の変更工事額で変更するという事は協議はしている状況でございます。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。何回聞いてもわかりませんね。今のは答弁になっていません、質問に対してのね。こいつ何ぼやっても多分何がつかないべから、これは少し置いておきます。これについてだけでなく、防塵ネット等ね、そういう質問もう既に終わった事業に対してだから、これはもう既にこのものについては払っているんでしょね。そいつも59パーセントのうちですか。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。防塵ネットにつきましては、当初、今回変更前の数時4,320、ちょっと待ってください、間違うとまずいな。そうですね、当初契約の額の前払いというのはコンマ9を掛けるので、そのコンマ9分の中間払いをしている状況でございます。

また、②のこちら現場発生土の土質改良の増、こちらの内容も同じ内容ですので、当初の数量1万3,940、こちらのコンマ9を掛けたものを中間払いとして払っている状況でございます。

また、こちら④の関係機関との協議、こちらはこの時点ではまだこの協議はしておりませんでしたので、中間では払っていない状況でございます。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。もっとわかりやすく聞きます。この、ここに示されてる変更分についての支払いはあったのかどうか、まあ前の質問と同じだかもわからないけれども、あったのか、ないのかだけを確認したいと思います。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。今申し上げましたとおり、5種類についてと②の現場発生及び③の周辺環境、こちらについては変更前の数量内でお支払しています。

また、ケーブル、④につきましては、前払い、中間払いでお支払しておりません。

①と⑤、こちらにつきましては、今回変更内容の、もともとの変更の内容でお支払いしております。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。議長、俺だんだんあれになってくつとわ。そういうわけわからない答え。俺は変更分について支払ったのかどうかということを知っているんだよ。今そういう、その答えになっていますか。今の答えは。町長どうなんですか、これ。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。担当課長がお話しているとおりで私は思います。説明しているように、ここの分の数字に関係ない範囲で出している、出していないというふうなことをお話申し上げているというふうに私はさっきから聞いております。（「それがわからないから確認してるだけ、俺が理解不足なのか」の声あり）

議長（阿部 均君）遠藤君、よろしいですか。（「よろしくない」の声あり）

9番（遠藤龍之君）はい、議長。やっぱりわかりません。簡単に教えてくださいよ。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。増額変更分には、先ほど申し上げましたとおり、②の（「②とか③とかいいから、そんなの」の声あり）現場発生土の土質改良の数量の増、これについては数量なので、変更前のボリューム分については中間払いしております。また、③の周辺環境への配慮、こちら防塵ネットで既につけている分、こちらについてはお支払しています。それ以外についてはお支払しておりません。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。だから、これからこの変更してくださいと、増額してくださいと、足りない分をくださいという中ではもう既に支払っているものがあるという受けとめ方でいいんですね。今の答えで。額はどうあれ。

周りで答えられるやつ答えてけろや。ちゃんと対策本部会議で皆さんの共通の認識になっているんでしょ、こういう話は。

建築営繕室長（佐山 学君）はい、議長。建築のほうも（「建築はいいから、建築になるといつもまたわけわからなくなるんだから。俺は建築のこと聞いてるんでないんだ。代表して答えるんだっつらば、今の質問に答えられる人で答える」の声あり）

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は3時45分といたします。

午後3時33分 休憩

---

午後3時45分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。重ね重ねお時間のほうとらせてしまい申しわけございませんでした。

先ほどの遠藤議員のご質問にお答えいたします。

先ほどご質問のありました今回の変更増、こちらの増額分につきましては、出来高払いのほうで支払っていない状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。この件に関しては、なかなかちょっとずれるということがあるので、この辺も少し置いておきまして、私は、まあいいです。この変更分について支払ったか、支払ってないのかとの質問に対して、今のような答えで、私は当然仕事しているんだから、支払っているはずだというふうな理解のもとにこの話を進めていきたいというふうに思います。

今回、全体として大きな変更、我々に提起しているわけですが、この間、2回の変更がなされています。それはどういう目的でなされたか。それぞれ目的があって変更契約がなされたかと思えます。そして、それに伴って事業費も変わって、事業費が変わることによってその増額分に対しては復興庁に申請して、その増額した分を認められて初めて増嵩した、増額した工事ができる。しかしながら、それをするためには、金も確保できたから、さあやりましたよってできるかという、それはできないから、まず議会の議決要件の一つになっていますので、予算はね。それで、いちいち変更した際には、その都度金を確保して、金を確保したら事業ができるようになったら、今度は議会の了解を得て、議会の了解も得たら初めて仕事が着手できるという流れだと思うんですよ。そういうことでこれまで2回変更契約をして、この工事を進めてきたということなんですが、そういう受けとめてよろしいのでしょうか。その際、それぞれに大きな変更の内容が示されて、それでこの変更の内容を我々が見て、ああこういう内容だったら仕方ないねと、当然だねというようなことで議会でも了承したということなんです。まあ2回目の変更のときには5億652万円という、これまた大きなあるんです。この大きくなればなるほど、その前は3,000万円ですか、そんな小さなものでも変更契約をして取り組んできたという経緯なんですが、その辺の受けとめについて、認識について、その変更契約とはどういう状況の中で、どういう流れでしたものか、できたものか。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。今までの変更の流れといたしましては、第1回変更、こちら平成26年3月18日に行ったものではございますが、こちら、先ほど遠藤議員おっしゃったとおり、2,900、約3,000万円ですね、こちら増額変更というふうになってございます。こちらにつきましては、詳細設計内容について、当初、復興交付金、

復興庁との協議が整っていなかったもの、こういったものが新たに認められたものについて追加で設計業務を変更として加えたものということになってございます。

その、まず1回目の変更ではそういった設計内容の変更。そして、第2回目といたしましては、平成26年の8月に変更しております、こちらは先ほどお話ししました復興庁で認められた第1回に設計内容をふやした、つまり内容として認められたものの設計が終わった段階で工事として増嵩したもの、そういったもの、また数量の増が確認できたもの等、こういったところを変更増いたしましたして、平成26年8月12日におよそ5億円程度、5億600万円ほど増嵩している状況でございます。

なお、変更の内容といたしましては、主なものといたしましては、復興庁との協議で認められた国道6号の交差点改良工事、そういったものを造成でつけ加えているというところと、あと集会所建築設計などが増嵩ということで加えている状況でございます。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。これ確認です。先ほども確認している部分なんですけど、この26年の8月ですね、この時期にもうきょう、今回提案されているものも事業が着手されているんですよ。なぜこのときに、ここでは立派に「詳細設計により工事数量の精査を行ったことに加え、復興庁との協議により認められた国道云々」、ここで詳細設計してるんですよ。その詳細設計の中にこういったものっていうのは含まれなかったんですか。俺は当然含まれるもの、あるいは含めなければならないものだと。しかも額が大きい。そして、しかもこの時期にはこういうことをしなければならぬというものがわかって、もう既に仕事しているんだから。なぜそういうことがこの時点でできなかったのかというのをまず早坂課長に聞いても、私そのときいなかったからね、詳しいまだ説明できないと思うんですよ。まあ、私はその辺に皆さんいる人は、みんなこのことについてはわかっているはずなんだから。対策本部会議でね。みんな一緒にこの共通しているんだから、こういう認識で。しかもこれは重要な問題ですよ。当然その対策本部会議の中でみなさんの共通の認識の中にあってしかるべきだと。これまでの町長の説明からすれば、そういうふうな受けとめ方なんですけど、まあしかし、答えられれば教えてください。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。先ほどからお答えしていることの繰り返しのようでまことに恐縮ではございますが、やはり最終的な数量、現場の、先ほども申し上げましたとおり、ブロック割りして随時工事を行っていくと（「いや、いいわ、同じ答えだったらいいわ」の声あり）

9番（遠藤龍之君）はい、議長。であるならば、あなたたちが言う詳細設計って、ここに工事数量の精査を行っているんですよ、詳細設計で。そうした場合、例えばこの発生土量の数量増とかね、そんなのここさ当然出てきていいし、詳細設計だと当然工法等もその詳細設計に基づいて、工法等もこういうふうにしたほうがいいと、詳細設計の中でこの大区画から小区画といいますかね、その工法も変わったんじゃないですか。あるいはここで変えなくてはだめなんでないですか、もう既に。答えはいいです。そういう事実の確認ができればいいんです。本来ならばここで、そしてもしね、何回も、最終もって、2年たっているんですよ。今のこの時期になるまで、最後の数字がとれないというもの、それはプロの世界ではそういうこと当たり前なんです。という疑問が素人の頭からすれば大きな疑問として残ります。私はそうではない、そのために調整役のマネジメントが、CMね、その人たちじゃあ何をやってきたのか。そういう疑問にも結びついていく。今の答弁からすればね。

今にならなければ、でき上がってみなければわからないって言ってたら、設計なんかすることない、というふうに考えます。受けとめます。今の答えだったらね。誰だってできる、でき上がりでこのくらいだから、このくらいください、そういうことなんですか。今言っているのではそういう受けとめ方しかできませんが、そういう受けとめでよろしいんでしょうか。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。当然詳細設計行いますので、つくるものの形は決まります。ただ、その後、特に土工なんかだと、現地測量をして、着工前に現場の地盤の状況とか形状を当然、場所によって地盤の形状とか異なりますので、設計と変わっているケースもございます。そういったところにつきましては、現地の測量を詳細に行って、その数量を反映して土工は出し直すというような形になっておりますので、そういったところの数量については、最終的な修正作業はどうしても出てきてしまうと。そういったところである程度大まかな数字を押さえた時点でご説明差し上げて、額の増分等の見込み等を差し上げればこのような形で急に増額したというようなお話をいただくことも、少しはその説明もスムーズにいったかと思うんですが、ただ、このような形で最終的に現地の調査もしくは地盤の形状等を確認しないと数字が出ないケースもございます。あと、数量の算出に、積算に膨大な時間がかかるということもありまして、どうしてもこのような時期になってしまったということをご理解いただければと思います。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。ますます理解できなくなります。この間ね、8月ですから、一年半以上もたってるんですよ。ほぼ2年近く、2年まで行かなくてもね。詳細って、その都度、その都度ね、変化、変更、問題が生ずれば、その都度、その都度しなくてはならないんじゃないですか、今のお話からすれば。詳細、じゃあ詳細設計って何なのって思うわけですが、そしてあの一括発注方式の際の、何が有利か、メリットかという説明の中で、しょっちゅう出入り、行ったり来たり、行ったり来たりしていて、そしてコストも削減できる同じ。そしてスピードアップも図れるということで、我々には説明があるんですよ。詳細設計この間していなかったんですよ、問題わかっていながら。今の話だったらね。しかも、今回の場合にはさらに2カ月遅れになっているんですよ。工期遅れなんですよ。ということもきょう提案されているわけですよ。もう言っていることとやっていることが違うという素朴な疑問からいろいろの確認の意味でやっているんですが、みなさんの答えではますますわからなくなってきました。私は、そういう説明だったら、当然その都度、その都度問題が起こる自体ね、詳細設計をさらに書き直して、そしてその分その時点で復興庁に相談して、「このくらい今度変更して金かかるんだけど、認めてくださいんや」「しゃねな」って認められて、そしてそこで始めて議会にも了解を得て、そして次のステップに進むというやり方の繰り返しなんですよ。にしなければならぬんですよ。それを怠ってきたというふうにしか受けとめられませんよ。そういうことについてどう思われますか。

町長に聞くべ。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほどもお答えさせていただきましたように、本来あるべき姿で100パーセントやるべきだというふうには思いますけれども、なかなか現実そういうふうについていない部分が残念ながら、申しわけないながらあるというふうなことになります。そういうことで先ほども説明させてもらったつもりでございます。いろいろメリット、デメリットは確かにございますけれども、必ずしもその議員ご指摘のような形での完璧な進行、取り扱いというところに至っていない部分も出てきているというふうなことで

ございますので、そういうことについては重ねて申しわけなく、お詫びを申し上げさせていただきますというふうに思います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。まあその姿勢については幾らか返ってくるものがありました。我々としては何回もこの場で言っているんですが、我々も重要な役割を担っているんですよ。その都度、我々が最終的に議会が決めたんでしょと、そのたびに言われる話なんですよ。ですから、我々もついつい厳しくなるって、厳しいわけでも何でもありません。私たちが理解できる中で判断しなければならない。あるいは判断するために必要な理解は確立しなければならない。我々自身がつかまなければならないということで確認しているんです。ということからこういった話になっているわけですが、動きになっているわけですが、まずこういった工事の変更については、皆さん方のほうからこれとは、いろいろあるから、だから普通でないから、だから工事の変更はあって当たり前なんだと。いや、それはそれで結構、いいものにしていくためには。あるいはスピードアップしていくために。私はそのときに、その都度私たちにも示してほしい。それでなければ、私たちはチェック機能が果たせないんです、従来の議会としてですね。ということは、議会としての責任も果たせない。まあこの間の話、この件に関して言えば、じゃあこの2億円、増額分の2億7,000万円というのがね、あるいはその前の変更のやつがね、本当にこれが適正な価格なのかどうなのか、だったのかどうかというようなチェックができないんですよ。今回の場合も相当な額にもう膨れ上がってきている。ますます我々にとってはここで判断しろってもね、なかなか難しい。

一方でこう言われているのが、先ほど来この強調されている一括発注方式、このことについては素人でもちょっとわかるような、これは設計と施工同じ業者がやるんですよ。自分でこういうものをつくって、そしてこの設計に対してこういうのをつくると。設計を、中身を引き上げることもできる。増大することも。それに合わせた工事だから、身の丈、もっと膨れ上がった内容の工事もできる。それをチェックする人がいないんですよ。本来なら町なりCM業者ということになるわけですが、この方たちも一体となっていれば、我々もうそれなりの事業になってしまうわけです。膨れ上がってしまうんですよ。なぜそういうことが疑問として挙がってくるかって、これまで、本来ならば当初の事業でやるのが普通なの。けども、まあ何回も言われているように、これまでと違った内容のものだということで、変更も仕方ない。あるいは当然変更はあるものだというのも理解できる。それが正常にそういう機能が働いていないというのが、この新山下駅についてはですね。

ということで、そういう懸念がうんと深まる。我々のチェックが働かないことによって、言葉は悪いんだけど、わかりやすく言えば好き勝手放題のことがやられているというふうな受けとめ方が町民の中にも膨れ上がっている。それを証明するみなさんのものがあればいいんですが、今のこのやり取りのように、全くその深沼に入っていくような説明しかできていない。これは非常に問題だと。私はこのやり取りの中ではなかなか到達するところがないというふうに思うので、結論づけて話しているんですが、これが町民の声だと。こういう状況の中でというか、そういう実態の中で、今回この中ではっきりしているのは、もう既にこの事業はされている事業だということは、この間の議論の中で明確にされていることですよ。そしてこの事業の内容を既にもう仕事、事業が終わったものに対して、足りなくなったから、足りなくなったというのは、というところちょっと言葉悪いと思って皆さん精算、精算という言葉使うんでしょうが、同じようなことですよ。このくらい最終

に行っただけ金足りなくなってきたから、このくらいのことを要求するというのを我々に提案してきているんですよ。このことはどういうことかということ、これまでやってきた事業が、議会の議決を経ないでやってきたということになるんですが、そういうことでよろしいのでしょうか、その受けとめ方。確認します。

町長（齋藤俊夫君）はい議長。1回目のところで触れさせてもらったように、本来その変更予想が発生した時点で議会に対して報告、説明すべきでございましたけれども、結果として工事に係る一部ですね、歳出予算が後づけの形での施工になってしまっているというふうなことはあるというようなことでございます。そのことについては、とにかく重ねて、重ねてお詫びを申し上げたいなというふうに思います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。謝ってもらうのは当然というであれなんです、私は、この事実は大きな問題だと。というのは、議会の立場がないんですよ。しかも17億円ですよ、これ。坂元のほうも含めればどうなるのかということ。まあ坂元は同じ内容の提案かというのはちょっと私も深く見ていないのであれなんですけれども。これはね、こんな言い方するとあれなんだかもわからないけれども、地方自治法違反ということになりませんか。法令違反。どういう状況の中にあっても、必ず予算は議会の議決要件なんですよ。これはね、お互い基礎、基本の基本だと思うんですが。まあ議会の議決を経ないで予算の執行ができるものがあれば、逆に示していただきたい。まあ額の問題とかね、いろいろありますよ、それはね。私はこの件について言っている、この17億円についてね。これはもうほとんど事業執行したやつ。まあ支払ったか支払わないかは別にして。私は明確なこの地方自治法違反、法令違反と思うわけですが、いかがでしょうか。その受けとめ方に。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ただいまのご指摘につきましても、冒頭ちょっと触れさせていただきましたように、平時の中で業務を推進するというふうな中では議員ご指摘のような本来あるべき基本的な形での物事を進めなければならないというのは全くそのとおりでございます。ただ、あえてご理解いただきたいのは、この非常時において、スピード感が求められていると。さらにはその被災者の方々が1日も早い復興を待ち望んでいるというふうな中で、どうしても制度の限界と申しましょか、この設計施工一括発注方式によって議会対応が至らない点が出てしまったというふうな状況がありますので、その辺につきましても重ねてご理解を賜ればありがたいなというふうに思います。

なお、蛇足になりますけれども、この工事そのものについては、事業そのものについては、工期が複数年度にまたがるというようなことで、自治法に基づく債務負担行為を設定して始めさせていただいているというふうなことでございまして、あるいは現金支出を必要とするというふうな部分については改めてこの歳出予算に計上しなければならないというようなことで、これについては昨年度、今年度、所要の予算措置をさせていただきながら進めてきているというふうなところにつきましても、ご理解をいただければというふうに思います。

いずれにしても、もっと早い段階で、タイミングを失しない形での議会対応、あるいは見通しを立てた予算審議というふうな、これに努めるべきであったというようなことには変わりはないので、どうぞご理解を賜りたいというふうに思います。

9番（遠藤龍之君）はい議長。町長はいつもそうやってこの横道にそれて、そしてこの問題の本質をしっかりと正面から受けとめない。非常に問題がありますよ。債務負担等予算の何関係あるんですか。私が指摘しているのは、予算執行する前に議会の議決必要だと。そこに

問題があるということ、そのことだけ聞いているんですよ。何ですか今の話は。債務負担で財源保障されたから、だからそれは使ってもいいんだというような考え方になってしまいますよ。金あるんだからまずはとりあえず使ってもいいんだ。あと使ってから議会に承認してもらえばいいんだというような話ですよ、今の話は。だから、余計なこと言わないでくださいよ、混乱させるようなこと。もういいです。もう私はこのことにだけ集中して聞いているんです。自治法違反じゃないですかと。予算執行ね、これ使ってしまったているんですよ。そのことを確認しているんですよ。もう使ってるんです、これね。それはもう先ほどのやり取りの中で確認できていることなんですよ。この部分については議会では、きょう初めて使ったものについて承認してくださいということで提起されているんですよ。それ問題でないですかという素朴な疑問を、それは地方自治法上示されているような、予算執行の場合は議会の議決要件だということを明確にうたってる。そしてそれが我々チェックする場合もね、2番目くらいにあるところなんですよ。議会の議員として、議会として果たす役割の中で。そういう、そのくらい重いものなんです。それに対する認識、あるいはこの件についての話の確認をしているんです。債務負担とかその予算とか聞いているんでないんですよ。かえってそっちの方に離れればますます話おかしくなっていきます。私が言ってるね、多分誤解して、私が誤解してその町長の話に対してつき合ったのかどうかということもあるんですけど、その辺のあれはいいです、問題外ですから。その前段部分でのことについて、もし話すことがあれば、そのことについてだけ答弁していただきたいと思います。

議長（阿部 均君）地方自治法違反の部分の指摘について。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほど私が申し上げましたのは、前段部分はそういうふうなことでお答えをさせていただきました。ただ、全体的な部分もあわせてご理解を賜ればというふうな趣旨で、蛇足でございますがというふうなことでお話をさせていただきましたので、どうぞご理解を賜ればありがたいというふうに思います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。大体わかりました。これは非常に重いものだと。その責任はどくなるのかと。これまでもろもろの問題がありました。情報公開のことについてもありませんし、そういったものの最終の姿がなかなか伝わってこない、見えてこない。その一つ一つが最終的にやっぱりトップの責任ということがほかの自治体ではそういう流れになっているんです。その辺をどう受けとめるのか。まあお詫びも、お詫びというと、そっちのほうもおかしいんだけど、去ったからはいそうですかとかね、それは我々にするお詫びではなくてね、町民に対するお詫びであって、そういうこともやっぱりこの辺で明確にその姿勢や態度を示すべきではないかというふうに思うわけですが。というのはね、何回も言いますが、これは本当に大きな出来事だというふうに思っている話なんですよ。というのは、あとあわせて言いますと、それを認めると、今のような状況なのを認めると議会の存在もなくなるんですよ。地方自治というのは崩れていくんですよ。議会がそれを認めればですよ、今のままでね。そういう重大な深刻な問題なんです。これは我々の問題にもかかっているんです、このことを正確なというか、正しい方向に持っていくためには、姿にしていくためには。そここのところを深く考えてこの辺のこの対処についてね。これもしですよ、私はそうならないように願うわけですが、この予算通らなかつたらどうなりますか。予算というかこの契約通らなかつたら。働いた人に、さっき支払っていないという話だったけれども、支払いできなくなるんですよ。という問題にもつながるんです。そう

いう大きな、深刻な問題なんです。それをトップとしてどう受けとめ、どう対処、対応するのかと。これもうやってしまったことですから、金返すからとかね、工事ももどに戻してけろとかね、金払えないからもどに戻してけろとか、そういうことのもう言えない事業なんです。そういう、こういう事態について、町長として、トップとしてどのような責任というとなかなかあれですけれども、とる姿勢がお持ちか、考えがあるかどうか。まあわかりやすく言うとそうですね。あるかどうかということを確認します。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。私といたしましては、この非常事態の中で、限られた時間の中で、限られた体制の中で、精一杯復旧・復興に邁進してきたつもりでございますので、ただ、その中でご指摘の部分、至らなかった点があったという部分については、これは深く反省をしなければならないというふうに思っております。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。あのね、今回はね、これ何回も同じような、何回もって数えてもいいんですけども、ここで明確に示してもいいんですが、そうするとまだまだ話が広がっていくので、ここだけの話にしますが、町長、一番わかりやすいのは問責決議案のその後の真摯な態度、真摯な姿勢は町民の皆さんにどう映っているかというのはご存じないかも、ご存じないとかね、いろんな見方ありますよ。ということとかね、ということで、町民は経験しているんですよ、町長のその言葉と行動についてね。それをやっぱりわかるような形で示していただかないと、我々簡単に、だってこれを認めるということ、何回も言うけど、我々自身にも返ってくるわけですからね。こんな重要なことを認めたのかと、議会としてもね。議会ももう連帯責任なんですよ。同じ責任なんですよ。ということなんです。町長ね、もう言いたくて言いたくてしょうがない、先ほどもちらちら、非常時だからじゃあいんですかと、許されるんですか、制度上ね、守らなければならないこと。俺はそういう言葉が出てくる思いがあるということはね、まだやっぱり本当のそう思っているのかというのには思えなくなってくるんです。これまでいろいろ問題点指摘してきているんですが、例えば精一杯やってる、それはどういう意味の精一杯なの。精一杯というのはやっぱりみんな一体となってね、何回も確認するけれども、こういうことに対してどれだけみんなと一緒にあって、頭を寄せ合って、そして取り組んできたか。俺は、取り組んできていれば、俺はもっといい形で前に進んでいると思うんです。思うから言っているんです。そういう姿を見て、それが精いっぱい姿になっているかどうかというのはちょっと疑問に思う。町長自身の精一杯だから、精一杯やっているんでしょうけれども、それは私たちに伝わってこないから確認しているんですけれども。

議長（阿部 均君）遠藤議員からのその地方自治法違反に対する町長の回答が納得できないという遠藤議員さんの今お話でございます。今後の、このままでは堂々めぐりの部分がございますので、この際暫時休憩をいたしまして、議会運営委員会等で今後の議事の進行について審議をしたいと思いますので、この際暫時休憩といたします。再開はわかりません。

午後4時17分 休憩

---

午後4時58分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長します。

再度、暫時休憩といたします。

午後4時59分 休憩

午後5時11分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、議案第33号を議題として審議中でございましたが、遠藤議員さんのほうからの質疑の中で、地方自治法違反というようなご指摘がございました。その部分についての町長の答弁がございましたが、なかなか少し堂々めぐりになった部分がございます。議運を開催し、今後の議事進行、それから全員協議会でも皆さんに周知徹底を図ったわけがございます。

それでは、ただいまから質疑応答に入らせていただきます。

まず最初に、遠藤議員のご指摘について齋藤町長から答弁をいただきたいと思っております。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。大変時間をとらせて申しわけございません。今回のこの設計・施工一括発注方式による契約につきましては、混乱期における工事の執行、あるいはまた、町として初めての設計施工一括方式の採用の中です。方式の限界的なものもございすけれども、結果として議会を軽視する形の対応となりましたことにつきましては、まことに申し訳なく、深くお詫びを申し上げる次第でございます。

こういう状況を踏まえまして、みずからを律し、今回のご指摘を真摯に受けとめさせていただきまして、みずからの姿勢を検討した上でですね、改めてお示しをさせていただきたいなというふうに思います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そういう流れ、方向で、ぜひ今後のことも考えて決断をしていただきたいということを求めて、終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第33号平成25年度債務負担行為 請1号 新山下駅周辺地区市街地整備工事外請負契約の変更について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第33号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第26. 議案第34号を議題とします。

本案について説明を求めます。

建築営繕室長（佐山 学君）はい、議長。それでは、議案第34号平成25年度債務負担行為 請2号 新坂元駅周辺地区市街地整備工事外請負契約の変更についてご説明を申し上げます。

す。

まず最初に、資料の訂正をさせていただきたいと思います。

配布資料No.15 議案の説明をご覧ください。

表題に白文字で黒く塗られているところの下に、坂元の説明にもかかわらず、「新山下駅周辺」というふうにございます。大変恐縮ですが、「山下」を「坂元」というふうにご訂正をお願いしたいと思います。大変申しわけありませんでした。

議案の概要につきましては、ただいまお話をしました配布資料No.15に基づき説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

初めに、提案理由でございますが、平成25年度債務負担行為請2号新坂元駅周辺地区市街地整備工事外において、記載のとおり請負契約の一部に変更が生じたことから、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を要するので提出するものでございます。

次に、項目及び内容についてご説明申し上げます。

契約の目的については、平成25年度債務負担行為請2号新坂元駅周辺地区市街地整備工事外の請負契約の変更でございます。契約金額については、原契約額5億881万391円に、1億3,300万3,296円を増額し、契約金額が5億2億4,181万3,687円にするものです。

契約の相手方については仙台市青葉区中央二丁目9番27号 鴻池組・上野組特定建設工事共同企業体 代表者株式会社鴻池組東北支店執行役員支店長加藤 康です。

工事の場所については、山元町町地内。

次に、工事の内容でございますが、山下地区同様、建築工事については去る2月15日に開催されました山元町議会臨時会でご説明した補正予算の内容と一部重複しますので、概要のみ説明いたします。

まず、①の建築設計についてですが、原契約の設計戸数68戸から56戸に12戸減らし、契約額としては約1,600万円を減ずるものであります。なお、この12戸分については、道合地区中層集合住宅分になりますが、関係する予算については平成27年6月の議会定例会において宮城県に業務を委託するための組みかえ措置を行い、当建築設計業務については既に宮城県において業務を完了しているところであります。

次に、建築工事については、②災害公営住宅工事戸数の変更に伴う増、いわゆる戸数差について約3,800万円を増額するものです。

③災害公営住宅の建設単価の変更に伴う増、いわゆる単価差について、約1億1,100万円を増額するものです。

次に、工期でございますが、平成25年6月19日から平成28年3月31日までを予定しておりましたが、資料の裏面にもございますとおり、谷地川排水路改修工事との施工調整により、工期内の完成が見込めなくなったことから、工期を平成28年7月31日まで延期するものであります。

なお、災害公営住宅の整備状況については、別紙資料のとおりでございます。

以上、議案第34号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。―― 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第34号平成25年度債務負担行為 請2号 新坂元駅周辺地区市街地整備工事外請負契約の変更について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第34号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第27. 同意第1号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長齋藤俊夫君登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは、同意第1号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明いたします。

提案理由でございますが、現委員の大内悦夫氏は、今月31日をもって任期満了となりますので、引き続き大内氏を山元町教育委員会委員として任命するに当たり、議会の同意を求めるため提案するものでございます。

参考資料といたしまして、次ページに大内氏の略歴書をおつけしておりますので、参考にご覧いただきたいというふうに思います。

ご理解の上、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行うわけですが、本案は人事案件でありますので、山元町議会先例91番により討論を省略します。

---

議長（阿部 均君）これから同意第1号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決します。お諮りします。本案は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。同意第1号はこれに同意することに決定しました。

---

議長（阿部 均君）日程第28. 閉会中の継続調査申し出について議題とします。

各常任委員会委員長から山元町議会会議規則第74条の規定により、お手元に配布のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

---

議長（阿部 均君）これで本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第1回山元町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでございました。

午後5時24分 閉 会

---